

平成 22 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

平成22年 2 月22日 開会

平成22年 3 月10日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第 2 号 平成22年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第 3 号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 4 号 平成22年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 議案第 5 号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 6 号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第 7 号 平成22年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第 8 号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第 9 号 平成22年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第10号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第11号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第12号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第13号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第14号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第15号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第16号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第17号 宝達志水町役場位置条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 宝達志水町公告式条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 宝達志水町青少年育成センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宝達志水町公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 宝達志水町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 宝達志水町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 宝達志水町児童館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 宝達志水広域勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 宝達志水町子どもの広場等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 宝達志水町町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

- 議案第29号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 宝達志水町押水児童クラブ設置条例について
- 議案第32号 宝達志水町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 宝達志水町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 宝達志水町温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター条例の一部を改正する
条例について
- 議案第36号 宝達志水町就業改善センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 宝達志水町宝達葛会館条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 宝達志水町農村公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宝達志水町山村広場条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 宝達志水町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宝達志水町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宝達志水町営駅駐車場条例について
- 議案第43号 宝達山頂公園施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 宝達志水町伝説の森公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 宝達志水町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議案第47号 宝達志水町辺地集会所条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 宝達志水町コミュニティ施設等整備事業負担金徴収条例を廃止する条例につ
いて
- 議案第49号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 宝達志水町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 宝達志水町山頂駐車場条例を廃止する条例について
- 議案第53号 宝達志水町土木事業の負担金の徴収に関する条例について
- 議案第54号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 宝達志水町志雄運動公園ふれあいセンター条例を廃止する条例について

- 議案第56号 宝達志水町立相見保育所改築工事（建築）請負契約の締結について
- 議案第57号 宝達志水町立相見保育所改築工事（機械設備）請負契約の締結について
- 議案第58号 宝達志水町立相見保育所改築工事（電気設備）請負契約の締結について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について

平成22年 2月22日（月曜日）

出席議員

2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
6 番	岡 野 茂	12 番	小 島 昌 治
7 番	林 一 郎	13 番	北 信 幸
8 番	守 田 幸 則	14 番	近 岡 義 治

欠席議員

1 番 萩 山 恭 子

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	山 本 実
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環 境 安 全 課 長	高 松 守 成
健 康 福 祉 課 長	源 大 恵
産 業 振 興 課 長	太 田 永 作
ふるさと振興室長	藤 井 能 富 夫
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博
学 校 教 育 課 長	粟 原 政 典

生涯学習課長 土 上 猛
会計課長 中 村 清 康
志雄病院事務局長 鍛 治 一 良

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2 号 平成22年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 3 号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 4 号 平成22年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 日程第 7 議案第 5 号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 6 号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 7 号 平成22年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第10 議案第 8 号 平成22年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第11 議案第 9 号 平成22年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第15 議案第13号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第16 議案第14号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第17 議案第15号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第18 議案第16号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

- 日程第19 議案第17号 宝達志水町役場位置条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 宝達志水町公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 宝達志水町青少年育成センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 宝達志水町公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 宝達志水町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 宝達志水町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 宝達志水町児童館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 宝達志水広域勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 宝達志水町子どもの広場等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第26号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第28号 宝達志水町町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第29号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第30号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第31号 宝達志水町押水児童クラブ設置条例について
- 日程第34 議案第32号 宝達志水町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第33号 宝達志水町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

例について

- 日程第36 議案第34号 宝達志水町温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第35号 宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第36号 宝達志水町就業改善センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第37号 宝達志水町宝達葛会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第38号 宝達志水町農村公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第39号 宝達志水町山村広場条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第40号 宝達志水町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第41号 宝達志水町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議案第42号 宝達志水町営駅駐車場条例について
- 日程第45 議案第43号 宝達山頂公園施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議案第44号 宝達志水町伝説の森公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議案第45号 宝達志水町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議案第47号 宝達志水町辺地集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 議案第48号 宝達志水町コミュニティ施設等整備事業負担金徴収条例を廃止する条例について
- 日程第51 議案第49号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正

する条例について

- 日程第52 議案第50号 宝達志水町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第53 議案第51号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第54 議案第52号 宝達志水町山頂駐車場条例を廃止する条例について
- 日程第55 議案第53号 宝達志水町土木事業の負担金の徴収に関する条例について
- 日程第56 議案第54号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第57 議案第55号 宝達志水町志雄運動公園ふれあいセンター条例を廃止する条例について
- 日程第58 議案に対する質疑
- 日程第59 町政一般についての質問
- 日程第60 委員長報告
- 日程第61 委員長報告に対する質疑
- 日程第62 討 論
- 日程第63 採 決
- 日程第64 議案の委員会付託

開会・開議

議長（金田之治君） ただいまから平成22年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、2番 柴田 捷君、3番 津田 勤君を指名いたします。

会期の決定

議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月10日までの17日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、平和市長会議からの核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議についての文書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成21年12月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

提出議案の上程・説明

議長（金田之治君） これより、本日提出のありました議案第2号 平成22年度宝達志水町一般会計予算から議案第55号 宝達志水町志雄運動公園ふれあいセンター条例を廃止する条例についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 本日、ここに平成22年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、平成22年度の当初予算案を初めとする町政の重要課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、本町を取り巻く情勢について述べさせていただきます。

最初に、国が地方財政対策の指針として毎年度策定する地方財政計画の概要についてであります。

地方財政計画は、言うまでもなく地方公共団体の収支状況や財源措置等を明らかにし、財政運営上の重要な指標となるものであります。

昨今の我が国の経済情勢は、一昨年の世界同時不況以来、国内総生産はマイナス成長を続けており、失業率が高い水準で推移しているなど、景気は依然として厳しい状況下にあります。

このような情勢を反映して、地方財政における収支見通しも依然として厳しさを増しており、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が落ち込んでおります。

一方、歳出では公債費が依然として高く、社会保障関係経費の自然増などにより、経費の見直し、節減合理化に努めてもなお、その財源不足は過去最大の規模に達すると見込まれております。

また、国の予算編成に対する考え方ではありますが、政権交代により、その内容は従前とは大きく異なり、コンクリートから人へ、新しい公共、未来への責任、地域主権、経済成長と財政規律の両立といった5つの基本理念から形づくられており、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していくことが強調されております。

とりわけ地域主権の確立、地域のことは地域で決めるといったフレーズには、制度改革によって地方はさらに自律性を高め、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、必要な財源を確保し、住民生活の安全と安心を守り、地域経済を支えていく真価が問われております。

このような見地から、国は地方財政対策において、地方が自由に使える財源をふやし、地方公共団体が地方のニーズに適切にこたえられるよう、地方交付税を対前年度比1兆1,000億円増額するとともに、不足財源を臨時財政対策債の対前年度比2兆5,000億円の発行で賄い、両方合わせた実質的な地方交付税が対前年度比3兆6,000億円の大幅な増額とする財政措置を講じており、四苦八苦の地方財政にとりましてはまさに追い風になっております。

しかしながら、本町の財政状況は、将来負担比率が高い水準にあることに象徴されるように、危機的な状況にあることに何ら変わりはなく、財政再建に向けた取り組みを一層本格化させていかなければなりません。

これまでも町政懇談会や区長会等の会合で訴えてまいりましたとおり、本町財政は現在のままでは立ち行かなくなり、多様な町民ニーズに対応した積極的な施策を展開することが不可能な状況に陥っております。

今後は、徹底した行財政改革を推進し、効率的で持続可能な財政へといち早く転換を図らなければならないと考えております。

このことから、さきの町議会12月定例会でも述べさせていただきましたとおり、財政健全化方策を取りまとめさせていただきました。その基本理念といたしましては、

第1に、徹底的に事務事業を見直し、経費の削減を図ること。

第2に、施設の統廃合、町有財産の売却を進め、適切な公共施設管理に努めること。

第3に、住民負担の増加を極力抑えつつも、公平な受益者負担を求めること。

第4に、投資的経費、公債費の縮減など、将来的負担を抑制すること。

第5に、これらの取り組みにより、財政運営を継続できる適正規模の基金造成を行うこと。

以上のことを重点的、積極的に取り組み、一刻も早く財政健全化を果たし、町民の皆様の御要望にこたえるべく、財源を捻出いたしたいと考えております。

そして、この取り組みには、町民の皆様の御理解と御協力が必要であります。

財政健全化を果たすためには、事務事業を一つ一つ点検し、見直しや廃止などによって

1年の収支を黒字にすることが先決であり、基金に頼らず、投資的経費を抑制し、地方債残高を減らす、このような財政運営が必要であります。

そこで、平成22年度の当初予算編成に当たって、見直した具体的内容について述べさせていただきます。

最初に、事務事業の見直しでは、行財政改革大綱の趣旨にのっとり、財政の健全化と住民サービスの向上を図る観点から、最小限の費用で最良な住民サービスが提供できるよう、全般的に事務事業をゼロベースから見直した結果、3,670万2,000円を削減し、2番目として、公共施設の統廃合では、役場庁舎、保育所及び公民館の統廃合を行うとともに、押水農村環境改善センターや勤労青少年ホームの管理方法の変更などにより、施設の維持管理費など1,321万8,000円を削減いたしました。

3番目として、人件費の削減では、一般職の職員の退職に伴う補充を行わないことや、特別職及び一般職の職員の給与の減額支給を継続して行うなどにより、4,266万円を削減いたしました。

なお、これに関連いたしまして、従来から職員数が多過ぎるという御意見をちょうだいいたしておりましたが、職員数の目安につきましては、全国で本町と人口規模や産業構造が似通った、いわゆる類似団体の指数があります。

合併当初の本町の職員数は301人で、他の団体に比べ全体で55人多いという試算結果でしたが、職員の退職に伴う補充を行わないなど、この5年間に職員数の削減に取り組んできた結果、平成22年度当初は262人になる見込みで、39人の削減となります。

この結果、一般行政部門におきましては、類似団体とほぼ同じ水準の職員数となりますが、石川県後期高齢者医療広域連合や羽咋郡市広域圏事務組合などへの派遣職員もいることから、実質的には類似団体より少ない職員数となります。

なお、保育所部門につきましては、旧町時代から統廃合を進めてこなかったことが、他の団体に比べて職員数削減におくれをとっており、6つの保育所を運営するためには、当分の間は職員数が多い状況が続く見込みであります。

今後は、さらなる保育所の統廃合を進めるとともに、指定管理者制度の導入を積極的に図るなどして、職員数並びに経費の節減に努めたいと考えております。

4番目として、投資的経費の削減では、事業の実施年次の見直しや、補助金・交付金を活用した事業に振りかえることなどにより2,191万円を削減し、5番目として、各種補助金の見直しでは、補助効果や各種団体の自主性の促進、公平性確保の観点から全般的に見

直し、廃止や縮小を行った結果、2,493万3,000円を削減いたしました。

また、歳入において受益者負担の見直しで、コミュニティ施設整備事業や農林水産事業、土木事業などの地元負担率や放課後児童クラブ、老人福祉センター、体育館などの施設使用料の見直しにより、216万6,000円の歳入増を見込んでおります。

これら事務事業の見直し・削減及び歳入確保によって約1億4,000万円余りの歳出削減を行ったものであります。

このほか、新たな財源の確保といたしまして、遊休町有地をできるだけ早い時期に売却処分いたしたいと考えております。

これらの土地につきましては、何分にも広大な面積であり、価格や地形などの諸問題もありますが、今後とも積極的な企業誘致活動を行い、できるだけ早く売却いたしたいと考えております。

本町の今後の財政見通しは、合併後10年を経過する平成27年度から平成31年度までの5年間で、普通交付税が段階的に引き下げられ、合併特例による期間が終了する平成32年度からは通常の算定となり、約4億7,000万円の歳入の減少が見込まれております。

このような状況に的確に対応するためにも、私はこの財政健全化方策はぜひ実行しなければならぬと考え、平成22年度予算を編成させていただきました。

町民の皆様には、サービスの縮小と負担の増加をお願いする内容ばかりであり、私といたしましても非常に心苦しく感じております。

しかし、これらを実施することによって、平成22年度、平成23年度には財政健全化に一定のめどをつけ、合併後の本町にとっても最も大きな事業となる中学校整備に向けて必要な財源を確保した上で、平成26年度末には、実質公債費比率が18%以下になるようにしたいと考えております。

月日のたつのは早いもので、私が町長となってからやがて1年になるうとしております。私は、町長となるに当たって、「今改革のとき 町民とともに」をスローガンに、公約を掲げさせていただきました。

これからの2年間は、町民の皆様にとっても非常に厳しいものとなりますが、この厳しい現実には将来にわたってずっと続くものではありません。今この改革に取り組みず、次の機会、またその次の機会へと引き延ばすことは、何も解決いたしません。

本町の将来を考えたとき、今立ちどまっているわけにはいかないであります。この現実から逃れることなく立ち向かっていけば、必ずよい方向へ変えていくことができると確

信いたしております。

この改革を今やらなければ、いつやるのかとの思いであり、私は、皆さんと一緒にあって、財政健全化、新たなまちづくりという共通の目的に向かって取り組むことを改めてお誓い申し上げるものであります。

皆様にはぜひ御理解をいただき、御協力をお願い申し上げます。

さて、本町の平成22年度予算編成であります。昨年度の当初予算は政策的経費を除く準通年型予算でスタートいたしました。新年度予算は、まさに私自身にとりましては初めての通年型予算となるものであります。

こうしたことを踏まえ、平成22年度予算を財政健全化の元年予算と位置づけ、その初年度として、財政健全化方策を着実に実行すべく、最大限の努力を傾注してまいりたいと考えております。

財政の健全化を進めるためには、一般会計のみならず、他の特別会計や事業会計の経営基盤の強化が必要と考えております。

特に下水道事業会計と志雄病院事業会計の現状に細心の注意を払い、その健全性を損なわないよう関係予算の配分に努めたものであります。

合併のいかににかかわらず、健全財政を維持している県内の他市町では、早くから行財政改革を念頭に置いた公共施設の統合・廃止等に着手し、明確な中期財政フレームを発射台にして、効率的で質の高いまちづくりを積極的に展開しております。

その成果として、健全財政を獲得し、安定した経営を堅持しております。

何もしないで求めに応じるだけの行政では、やはりおのずと限界が見えてまいります。

サービスは高く、負担は低くという合併の基本理念には財政的な限界があり、町民とともに痛みを分かち合い、一刻も早く財政の健全化をなし遂げ、新たな質の高い住民サービスを提供してまいりたいと考えております。

なお、財政健全化の実現につきましては、できるだけ無理なく実行できるものを優先しており、積極的な情報公開のもと町民の声を反映しつつ、理解と協力を得ながら実施し、本町の活力が低下し、町の将来への影響が懸念されないよう慎重に配慮してまいります。

その対策の一つといたしまして、新たに住民主導型ふるさと振興事業を設け、地域資源を活用し、みずからの創意工夫による地域の活性化に取り組むグループまたは団体の事業に対し、積極的な財政支援を実施してまいります。

また、今の長引く地方経済の景気低迷に対応するため、昨年12月、国の第2次補正予算

により打ち出された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を最大限に活用し、本町においても新年度予算と一体的に切れ目なく執行し、地域経済の底上げ、活性化につなげてまいりたいと考えております。

この結果、平成22年度の当初予算の規模などの全体像についてであります。一般会計では74億6,000万円と定め、6つの特別会計及び3つの事業会計を含む全体で137億1,961万3,000円といたしたところであります。

それでは、議案第2号から議案第11号までの平成22年度予算に関する議案10件について御説明いたしますが、今回御提案いたします全10会計を通じまして、当初予算に盛り込みました主要な施策について、第1次宝達志水町総合計画の体系に沿って順次御説明いたします。

まず、第1点目は、総合的なまちづくりの推進についてであります。

個々の魅力ある地域をさらに魅力あるものにするため、町内の連携や交流を促進し、一体的・総合的に発展する地域づくりに努めるものであります。

情報格差の是正及び今後のまちづくりに欠くことのできない情報通信基盤の整備として、重点的に取り組んでまいりましたケーブルテレビ事業については、平成23年7月の地上アナログ放送の停止に伴い、さくらチャンネルのデジタル化を実施し、高品質・高精細のデジタル放送の開始に合わせ加入促進を図ってまいります。

また、行政からの情報提供、町の話題など地域に密着した自主番組放送の一層の充実を図りながら、町のPRを町内外へ情報発信し、広報広聴機能の充実を進めていくものであります。

ふるさと納税推進事業については、ふるさと納税制度の本来の趣旨である町外在住者への啓発を行うため、県人会などでの配布や広報の購読者に対しパンフレットを送付するものであります。

第2点目に、生活環境の整備についてであります。

地域の活性化に向け、社会・経済情勢を踏まえた人口増に向けての住宅新築等奨励金の増額を初め、町有地の売却促進、また、公共交通対策として、地域住民の利便性を考慮したデマンドタクシー運行事業について、より効率的な業務運営を進めるものであります。

自然環境の保全については、なぎさドライブウエーの保全や利活用の推進を図るとともに、また、新エネルギーの活用を推進するため、庁舎省エネ改修事業として、庁舎に太陽光発電システムの新設を図り、あわせて蛍光灯をLED照明器具等に取りかえることによ

り、温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、地球温暖化防止など住民への啓発活動を実施していくこととしております。

防災体制整備については、昨年度に引き続き、建築物耐震改修の促進を進めるための助成制度を設けているところであり、また、地震による建築物の被害を防止するため、想定震度と地盤の状況により、町内各地の揺れの強さを地図上に表示する地震防災マップを作成し、地域住民の安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すものであります。

第3点目は、保健・医療・福祉の充実についてであります。

少子化対策・子育て支援事業といたしましては、子育て支援事業を一層重点化し、昨年度に引き続き、南部保育所の中に設けている子育て支援センター事業のほか、保育ママ制度、子育てに不安を抱える母親などが気軽に集える場を提供する親子つどいの広場など、子育て世代のバックアップを強く推進してまいりたいと考えております。

また、財政健全化方策により、北大海第二保育所を今年度末で廃止し、北大海第一保育所へ統合することとし、今後も、統廃合等を円滑に推進し、保育サービスの充実を図ることとしております。

相見保育所の改築工事については、平成23年3月に完成予定であり、所要の事業費を計上いたしました。

子ども手当給付事業については、次世代の社会を担う子供たちを社会全体で応援する観点から、中学校終了までの児童・生徒を対象に支給するものであります。ただし、平成22年度については、児童手当との併給となり、その差額分について支給するものであります。

高齢者対策といたしましては、地域包括支援センターを中心に、総合的な相談体制の充実を図り、在宅での自立した生活や、住みなれた地域で安心して生活できるよう地域の実状に応じた支援を行うほか、高齢者全般に対して運動事業、栄養改善、閉じこもりや認知症予防などの介護予防事業に取り組むものであります。

障害者対策といたしましては、障害者自立支援法の制定により身体、知的、精神の障害種別にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを実施するものであります。

介護保険制度につきましては、引き続き町独自のきめ細かな支援策を織りまぜながら、より効果的な運営に努めるものであります。

国民健康保険事業の運営及び保険基盤の安定と医療費の適正化を図るため、特別会計の支援を継続するものであります。

志雄病院では、自治体病院の存在を生かして、保健と福祉と医療の分野を連携し、安心・安全な医療を提供するとともに、医療機器を充実させることとしております。また、繰出基準による全額を財政措置し、病院経営の安定化を支援していきます。

押水クリニックについては、午前中の半日体制とするものの、引き続き地域の医療機関、かかりつけ医としての運営をしていくこととしております。

第4点目は、教育・文化・スポーツの充実についてであります。

教育環境の整備につきましては、次代の宝達志水町を担う生徒たちの教育環境を安全・安心で快適なものとするため、押水中学校の校舎棟の耐震診断及び補強計画、志雄中学校の体育館棟の耐震補強計画を実施するものであります。

また、小中学校においては、今後とも、豊かな学力とたくましい心身を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成することとしております。

町内唯一の高校である県立宝達高校の存続のため、引き続き宝達高校を支援する会への助成を行い、特色ある学校づくりの一助とするものであります。

生涯スポーツ推進については、行政主体から住民主体へ、受益者が負担する地域住民による自主運営のできるクラブ、住民に密着したプログラム、町の特性を生かしたスポーツ環境づくり、次世代にまで続くクラブを目指した準備を開始し、平成22年3月に総合型スポーツクラブを設立する予定であります。

歴史文化遺産の伝承では、歴史・文化遺産を町の宝と位置づけ、その保護と保存に努めるとともに、加賀藩十村役である岡部家においては、平成22年12月に主屋の保存・修理の復元作業が完了し、平成23年4月には一般公開を予定しております。

第5点目は、産業の振興についてであります。

地域の存立基盤である農業については、生産活動だけではなく、農地の保全が防災や景観の上で重要であることを踏まえて、総合的な支援に努めることといたしております。

具体的には、中山間地域における営農支援、水田農業活性化対策、農地・水・環境保全向上対策及び土地改良事業の実施を図るとともに、ハード面については、県単土地改良事業、ほ場整備事業、老朽ため池整備事業等の推進を図るため、所要の事業量を確保したところであります。

昨年10月に操業を開始しましたNTN株式会社宝達志水製作所同様、だれもが安心して働ける就労環境の整備として、誘致企業対策には引き続き重点的に取り組むこととし、さらには、都会などから本町に戻って就労していただくこと及び雇用確保の観点からUター

ン・Ｉターン奨励金も継続するものであります。また、町内の中小企業における信用保証料、商工資金利子補給などの町単独での支援については、当面、国・県の制度活用により対応ができるものと判断し、一たん廃止することとしております。

新たな雇用機会の創出として、現下の厳しい雇用情勢に対処するため、石川県のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、安定的に燃料を確保するため、バイオマス資源の供給ルート整備や処理業務の調査・研究等について、いしかわグリーンリサイクル株式会社にもその業務を委託するものであります。また、国の緊急雇用対策に基づき、石川県の緊急雇用創出特別事業費補助金を受け、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出、提供する事業として、空き家等調査、林道側溝清掃、公共施設除草、林道除草、指定文化財等樹木剪定及び広域農道除草の各作業を実施し、生活と雇用の安定化を図るものであります。

ふるさと振興事業については、地域の特産物等の開発及び伝統文化、施設、景勝などの地域資源の情報を都会に発信し、交流人口の増加や定住化を図り、地域の活性化を促進させるものとして、農村交流事業及びふるさと振興施策調査研究事業を実施するものであります。また、住民主導型ふるさと振興事業として、町内を８程度のブロックに分け、その各ブロックの中で地域住民がさまざまな趣向を凝らした特産品の開発や地域振興イベント等の実施に対して助成を行うものであります。

第６点目は、都市基盤の整備についてであります。

幹線道路、生活道路の整備については、道整備交付金を活用した事業を引き続き実施してまいります。

下水道整備については、御館、上田、森本、竹生野地区の農業集落排水施設の老朽化に伴う改築工事を行うための計画策定の実施、樋川処理区においては浄化センターが一部供用開始されており、引き続き普及促進を初め、環境整備の推進を図り、また、志雄処理区の汚泥棟の建設、今浜処理区の浄化センターの老朽化に伴う改築工事を行うための計画策定を実施するものであります。

上水道事業については、水道水の安定供給を図るため、水道料金の統一を図るとともに、志雄浄水場の非常用発電機、１号取水ポンプ等を更新し、下水道整備に並行して、上水道老朽管や鉛製給水管の計画的な更新を実施し、安定的な上水道の供給に努めるものであります。

最後の第７点目は、行財政改革の積極的な推進についてであります。

住民サービスの拠点である庁舎の統合であります。押水庁舎の老朽化が著しく、維持管理に多大な経費が見込まれることから、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮しつつ、町民センターに庁舎機能の一部を分散化した上で、志雄庁舎への統合を実施いたします。

また、町民の目線に立った簡素で効率的な行財政運営の実践を目指し、平成18年3月に策定した宝達志水町行財政改革大綱が来年度で終了年を迎えます。

第2次行財政改革大綱の策定に当たっては、中長期的な視点に立った計画的運営による財政基盤の確立が欠かせないものであり、緻密な財政計画を織り込み、今後も引き続き、町の実状に応じた行財政改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

さらに、地方公共団体の公会計の整備については、猶予期間が設定されておりましたが、町村は平成23年の秋までに国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表や行政コスト計算書など財務書類を公表しなければなりません。資産管理と連動したシステムの導入を図り、遅滞のないよう対応するものであります。

以上が平成22年度当初予算に織り込みました施策の概要であります。

その結果、町予算の柱となります一般会計は、前年度対比で9億1,200万円、13.9%の増としたところであります。21年度当初予算は骨格予算であるため、6月補正後の予算額と比較した実質伸び率は7.1%増となりました。

一般会計の歳入面を申し上げますと、町税にあっては、課税客体の適正な把握のもと、地域経済の動向などを見きわめ、2.4%増と見込んでおります。

地方交付税については、普通交付税で、平成22年度地方財政計画に基づく需要額及び収入額を見込むとともに、本町の特殊財政事情及び前年度実績を勘案し、前年度比12.9%増、特別交付税では前年度比21.2%増を見込み、地方交付税全体では前年度比13.9%の大幅な増加を見込んだところであります。

繰入金については、財政健全化のため基金からの繰り入れを行わない方針であります。

なお、町債については、前年度比39.4%の増となっておりますが、これは地方交付税の振替であります。臨時財政対策債の大幅な伸びが要因となっております。また、その他の町債についても、合併特例債など財源補てん措置が見込まれる良質なものを発行していく方針であります。

一方、性質別歳出の主なものとして、人件費では、給与の縮減及び退職者数の増により3.9%の減、扶助費では、子ども手当の新設などにより、41.5%の増、公債費は0.3%の増

となり、義務的経費の歳出総額に占める割合は、前年度より3.9ポイント減少し、46.7%となっております。

普通建設事業のうち、単独事業については、庁舎移転に伴うネットワーク機器の移設、太陽光発電装置の導入、相見保育所改築事業、岡部家保存整備事業、土地開発公社が保有する供用済み用地の購入などで114.4%の増となっております。

次に、特別会計におきましては、国民健康保険特別会計予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,754万9,000円と定め、被保険者数を3,581人、世帯数を2,054戸と見込むとともに、医療費適正化対策としてレセプト点検の充実、内臓脂肪症候群に視点を当てた特定健診及び特定保健指導の実施率向上にも積極的に取り組み、国民健康保険事業の安定的運営に努めるものであります。

老人保健特別会計予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11万1,000円と定め、老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行して3年目となり、移行前の医療費の過誤調整請求分の残余整理事務を見込んだものであります。

後期高齢者医療特別会計予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,927万3,000円と定め、高齢化が進む中、老人保健制度にかわる後期高齢者医療制度が実施され3年目となり、対象者を2,300人と見込んだものであります。

介護保険特別会計予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,917万4,000円と定め、本年は第4期介護保険事業計画の2年目に当たり、第1号被保険者を4,200人と見込んだものであります。

また、今後の高齢化社会において、住みなれた家庭や地域で健康を保持し、生涯にわたって生きがいを持って暮らせるよう、介護サービスの充実や地域支援事業の推進に取り組んでまいります。

国民健康保険直営診療所特別会計予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,085万4,000円と定め、地域に密着した診療所として、診療内容の充実に取り組んでまいります。

ケーブルテレビ事業特別会計予算では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,971万4,000円と定め、主要事業であるさくらチャンネルにおいては、行政情報や町の話題など、22年度にはさらに内容の充実を図り、地域に密着した自主放送番組の放送に取り組み、地域に根差した、町民に親しまれ、より視聴いただけるさくらチャンネルを目指し、取り組んでまいります。

また、電波法の改正により、平成23年7月にアナログテレビ放送が停止されることから、ケーブルテレビへの新規加入促進キャンペーンのPRを行い、地上デジタル化によるさまざまな質問など広くお答えするための出前講座等にも積極的に取り組み、加入率の増加を図ってまいります。

また、高速・大容量のデータ通信が利用できるケーブルインターネットサービスのPRにも努め、住民サービスのさらなる向上、安心・安全のために取り組んでまいります。

水道事業会計予算では、来年度の業務予定量といたしまして、給水戸数を4,740戸、年間総給水量を130万6,000立方メートル、一日平均給水量を3,897立方メートルを見込んでおります。

主な建設改良事業といたしましては、前年度と同様、公共下水道工事に伴う老朽管の布設がえや鉛製給水管の布設がえ、新たに町道の改良工事に伴う配水管の布設がえに鋭意取り組むほか、志雄浄水場の水道施設の更新工事を行うものであります。

下水道事業会計予算では、業務予定量といたしましては、農業集落排水事業にあつては、排水戸数870戸、年間総処理水量29万6,000立方メートルとし、公共下水道事業にあつては、排水戸数を2,600戸、年間総処理水量を82万2,000立方メートルとし、浄化槽事業にあつては、排水戸数を71戸、年間総処理水量を1万8,250立方メートルと見込むものであります。

なお、下水道事業は、地方公営企業として独立採算制により事業運営をすることから、利用率を高めるとともに、有収水量の増加等による使用料収入の確保及び維持管理業務の長期契約、施設の長寿命化に取り組むなどの支出の削減を図り、経営の健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図ってまいります。

国民健康保険志雄病院事業会計予算では、業務の予定量を病床数100床、年間入院患者数を3万295人、年間外来患者数5万1,490人と見込むとともに、建設改良事業において、医療機械器具整備並びに附帯施設整備にかかる経費を計上するものであります。

また、地域の基幹病院として、地域住民の健康と医療の確保を図るため、昨年度に引き続き志雄病院改革プランに基づき、より一層の病院事業経営の健全化・効率化を推進し、継続的で良質な医療の提供に取り組むものであります。

以上が、議案第2号から議案第11号までの平成22年度当初予算関係の説明であります。

次に、平成21年度補正予算関係について御説明いたします。

まず、議案第12号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,548万6,000円を追加し、総額を78億635万2,000円とするものであります。

まず、繰越明許費では、国の明日の安心と成長のための緊急経済対策の趣旨に沿ったきめ細かなインフラ整備事業を行うため、国の第2次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、新たに予算として定めるものであります。

対象とする経費は、総務費では、志雄農村環境改善センターの修繕、相見保育所改築に伴うLAN整備、敷浪駅駐車場整備など所要の経費、民生費では、老朽化した保育所遊具の整備に要する経費、商工費では、宝達駅、免田駅駐輪場の改築、観光案内看板等の改修等に要する経費、土木費では、危険視される橋りょうなどの修繕等に要する経費、消防費では、消防ホース乾燥施設の修繕、防災情報通信設備の整備に要する経費、教育費では、小中学校の教育施設の整備、文化財標柱の修繕、岡部家管理棟等の建設、体育施設防護ネットの増設など所要の経費を計上するものであります。

また、既存事業においては、総務費では、敷浪駅駐車場整備の用地変更に伴う工事に要する経費、民生費では、21年度出来高実績に基づき相見保育所改築に伴う所要の経費のほか、子ども手当に対応する電算システム改修に要する経費、農林水産業費では、県営ほ場整備事業、広域営農団地農道整備事業、県営老朽ため池整備事業、農業ダム建設事業などの所要の経費、土木費では、道整備交付金事業、地域活力創造交付金事業に伴う所要の経費などであります。

これら交付金事業及び既存事業において、年度内に終わらない見込みであることから、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰り越しするものであります。

次に、地方債の補正については、平成21年度対象事業費の調整と財源調整を図るため、所要額の更正を行うものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入予算については、地方特例交付金、地方交付税等の確定による更正のほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあつては事務事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

次に、歳出予算の補正内容は、人件費を初め、事業の実績により精算するもの及び財源の組み替え更正がほとんどであります。

新たに追加計上いたします歳出予算の主なものについて、順次御説明いたします。

総務費では、職員人件費において退職手当組合負担金、庁舎統合に要する経費、財政調整基金に積み立てる経費などを追加するものであります。

民生費では、介護保険特別会計への繰出金、障害者自立支援給付事業に要する経費を追加するものであります。

以上が歳出予算の主な内容であります。

財源となります歳入予算は、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第13号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,022万4,000円を追加し、16億9,140万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費では、循環器系疾患などの高額医療費の伸びによる療養給付費等、また、国民健康保険システム改修に係る国庫補助金の精算による返納金を追加するものであります。

歳入につきましては、療養給付費交付金及び基金繰入金を充てるものであります。

次に、議案第14号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万7,000円を追加し、14億1,739万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費では、見込みによる高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス給付費の所要額、基金積立金では、基金の運用利子を介護従事者処遇改善臨時特例基金へ積み立てる所要額を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を充てるものであります。

また、平成21年度介護報酬改定に伴い上昇する介護保険料の相当額を介護従事者処遇改善臨時特例基金から繰り入れるとともに、基金繰り入れ相当額の第1号被保険者介護保険料を減額するものであります。

次に、議案第15号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

繰越明許費では、さくらチャンネルデジタル化に伴う施設整備が年度内に終わらない見込みであることから、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰り越しするものであり

ます。

次に、議案第16号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、事業の精算見込みにより、収益的収入にあつては6億2,196万7,000円、収益的支出では6億5,854万6,000円、また、資本的収入にあつては4億9,152万3,000円、資本的支出では7億2,229万5,000円とするものであります。

次からは、条例の改廃並びに制定案について御説明いたしますが、主な内容といたしましては、押水庁舎の志雄庁舎との統合に関するものと、公共施設の管理運営面において指定管理者制度に対応した条例とするものが多数を占めております。

これらについては、一括して説明させていただき、それ以外の条例案については個別にその概要を説明させていただきます。

まず、議案第17号 宝達志水町役場位置条例の一部を改正する条例についてから、議案第20号 宝達志水町公民館設置条例の一部を改正する条例についてまでの4件は、庁舎及び事務所の統合移転に係る条例の改正であります。

役場庁舎は、合併時から今日まで旧両町の庁舎を使い、分庁方式で事務を行ってまいりましたが、押水庁舎の老朽化が著しく、給排水施設及び冷暖房設備の更新に多額の費用が見込まれることから、合併から5年を経過した今、管理運営経費の削減のためにも庁舎を統合し、現在の志雄庁舎内に各課を配置するものであります。

なお、住民票や戸籍などの届け出や証明書などの発行を行う押水窓口センターにつきましては、町民センターアステラスの健康福祉課内に移転し、業務を行いたいと考えております。

また、庁舎の附帯施設である告示を行うための掲示場につきましても、志雄庁舎1カ所とするものであります。

また、教育委員会部局にある青少年育成センター及び公民館につきましても、生涯学習センター・さくらドーム21に事務所を統合するものであります。

なお、公民館につきましては、管理運営費用や職員数の削減などによって、今後の町の負担軽減、行政運営の効率化を図るため、施設の管理運営を民間企業・財団法人・NPO法人・集落などの団体を指定管理者に指定できるよう、条例を改正するものであります。

次に、議案第21号 宝達志水町生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてから、議案第44号 宝達志水町伝説の森公園条例の一部を改正する条例についてまでの24件

につきましても、指定管理者制度に関する規定を追加するものであります。

そのほかの改正並びに制定の趣旨といたしましては、

議案第21号 宝達志水町生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてであります。同センターの施設として公民館の統合後の事務所を置く旨、規定するとともに、財政健全化に向けて使用料を見直すものであります。その運用といたしましては、現行のとおり町外の利用者への適用を予定しております。

次に、議案第26号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。同類の施設の統廃合や利用効率の低い施設を廃止し、利用期間及び利用時間を見直すとともに、財政健全化に向けて使用料を改定するものであります。

次に、議案第27号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についてであります。国指定重要文化財「喜多家」の開館時間について、施設の効率的な運営のため、開館時間を見直すものであります。

次に、議案第28号 宝達志水町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。センター内の会議室などの利用の許可、利用の制限、目的外使用等の禁止など、施設利用に関する必要な規定を設けるものであります。

次に、議案第29号 宝達志水町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。押水児童クラブとしお児童クラブの運営方法が直営と業務委託とで異なっており、直営の押水児童クラブを指定管理者制度に対応できるように条例を整備することから、本条例におきましても管理に関する規定の整理を行うものであります。

次に、議案第30号 宝達志水町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。3月31日をもって北大海第二保育所を北大海第一保育所に統合するため、本条例を整理するものであります。

次に、議案第33号 宝達志水町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。財政健全化の一環として、公平な受益者負担を求めるため、施設の改装を契機に使用料を改定するものであります。

次に、議案第35号 宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター条例の一部を改正する条例についてであります。町商工会が2つの事務所を統合して、4月1日から本施設内に置くこととなったため、一般の利用に供する部分を多目的ホールだけとする改正を行うものであります。

次に、議案第40号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について及び議

案第41号 宝達志水町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。町営住宅及び特定公共賃貸住宅を明るく住みよい施設とするため、暴力団員を排除する規定を追加するものであります。

次に、議案第42号 宝達志水町営駅駐車場条例についてであります。これまで駅前駐車場に関する設置条例が町営敷浪駅前駐車場に関するものしかなかったため、他の駐車場も包括した条例とするものであります。

次に、議案第43号 宝達山頂公園施設条例の一部を改正する条例についてであります。昨年12月に山頂公園内の総合案内施設を取り壊したことに伴い、隣接した駐車場を休養施設と一体管理するため、改正を行うものであります。

次に、議案第45号 宝達志水町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。志雄病院において入院患者等への良質な看護ができる体制を整えるため、職員2名を増員する旨の改正を行うものであります。

次に、議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。町財政の健全化に資するため、平成19年度から一般職の職員の給料額を3%減額していることについて、さらに1年間の期間延長を行うものであります。

次に、議案第47号 宝達志水町辺地集会所条例の一部を改正する条例について及び議案第48号 宝達志水町コミュニティ施設等整備事業負担金徴収条例を廃止する条例についてであります。町内の集会施設等の維持管理に係る経費につきましては、宝達志水町コミュニティ施設補助金交付要綱に基づいて補助金として対応するため、負担金の徴収、納入等、用途を規定する本条例を廃止するものであります。

次に、議案第49号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてであります。住宅新築等奨励金につきましては、転入者に限定しておりましたが、若者の定住を促進するため、町民で定住しようとする方に対しましても適用できるようにするほか、奨励金の額を増額するものであります。

次に、議案第50号 宝達志水町長寿祝金条例の一部を改正する条例についてであります。100歳長寿者へのお祝いを現金から記念品に改めるものであります。

次に、議案第51号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例についてであります。財政健全化に向けて公平な受益者負担を求めるため、地元と町の間分担率を見直すものであります。

次に、議案第52号 宝達志水町宝達山頂駐車場条例を廃止する条例についてであります
が、さきに述べましたように、駐車場を休養施設と一体管理するため、本条例を廃止する
ものであります。

次に、議案第53号 宝達志水町土木事業の負担金の徴収に関する条例についてでありま
すが、財政健全化に向けて公平な受益者負担を求めるため、全面的に見直すものでありま
す。なお、既定の宝達志水町土木工事負担金条例は、これに合わせて廃止するものであり
ます。

次に、議案第54号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであり
ますが、現在の水道料金体系は、押水地区は用途別料金、志雄地区は口径別料金と、それ
ぞれの地域により料金体系が異なっているため、公平性確保の観点から水道料金の積算根
拠の統一を図るものであります。

最後に、議案第55号 宝達志水町志雄運動公園ふれあいセンター条例を廃止する条例に
ついてであります。宝達志水町志雄運動公園内にある同センターは、実質的に資材倉庫
となっており、現状に合わせて条例を廃止するものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決
議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長（金田之治君） ここで、議案第2号から議案第55号に対する質疑を許します。質
疑はありませんか。

9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

9番（北本俊一君） 私は、議案第17号 宝達志水町役場位置条例の一部を改正する条
例について。

町長は、提案理由の説明の中で、押水庁舎が老朽化が著しく、給排水設備及び冷暖房設
備の更新に多額の費用がかかると言っているんですけども、幾らかかるのかわかりませ
んけれども、まだやはり町民とすれば、旧押水庁舎が3月いっぱいになくなるという周知
を知らない人がたくさんいると思うんですね。だから、私は、単に老朽化が進んで統廃合
することに対して非常に反対するわけでございますけれども、できればもう1年待ってい

ただきたい。この1年の間に、23年度から押水庁舎は廃止しますよという1年間の猶予期間を持っていただきたいと思っているわけございまして、その件について質疑したわけでございます。

以上です。

議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 北本議員にお答えいたします。

ことしの4月から、一応移転するという方向で進めておるわけでございますけれども、内容的にはやはり今、現在の庁舎がもう3階は雨漏りしておると。それから、先々月は2階の天井が落ちるといったようなこともありますし、老朽化が大変進んでおります。それに、もしそのまま使っていくということになれば、当然耐震の工事もやらなきゃならないということで、多額の経費がかかるということからいきますと、どうしてもやはりこの4月から、ぜひさせていただきたいということで提案させていただいたわけでございます。やはり耐震はもちろんしなきゃなりませんし、それから雨漏り、それから今の内装そのものも、もう既にやりかえしなきゃならないような状況になっておるといふことで、我々とすれば大変危険な庁舎であるというふう判断してございまして、できるだけ早い時期に移転をさせていただきたいということをお願いしているわけでございますので、そのようにぜひ御理解を願いたいと思っております。

議長（金田之治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

一般質問

議長（金田之治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

13番 北 信幸君。

〔13番 北 信幸君 登壇〕

13番（北 信幸君） 傍聴席の方、おはようございます。御苦労さまでございます。

私は、貴重な時間をおかりしまして、質問の機会を得ましたので、町長初め教育長に2点について御質問をいたしたいと思っております。明確な答弁をお願いするものであります。

まず、第1点目といたしまして、財政健全化について、平成22年度財政健全化方策について18項目の事務事業の見直し、6項目の公共施設の統廃合、2項目の人件費の削減、3項目の投資的経費の削減、30項目の各種補助金の見直し、7項目の受益者負担の見直し、26項目の新たな財源の確保など、約80項目に及ぶものであります。

全体的に見て、財政健全化に向けた基本理念は、経費削減と公平な受益者負担等による節減が中心であります。町民にとって、安全で安心して幸せに暮らせる町政の重要な理念が極めて不十分ではないのでしょうか。

22年度には伸び率の高い交付金、あるいは国庫からの支出金、80項目からの削減、どのように見ても、3億から5億円程度の基金は積めるのではないかと私は思うわけでございます。例えば、全体で3億円削減したならば、福祉あるいはそういったものに1億円の財源を使いたいと、そのようなめり張りがきいた財政運営に当たってほしいと、このように思うわけでございます。

町民の幸せを守るには、第1には町民の健康であります。それを担うには、地域医療と高齢者医療が順調に行われることであり、精密検査や、あるいは手術等は大きな病院で対応してもらおうとして、日常身近に必要なかかりつけのお医者さん、あるいはホームドクターが大切だと思っております。

地域医療、高齢者医療、乳幼児、学校医として特別養護老人ホーム入所者の健診、あるいは在宅介護者の往診、高齢者を含む一般外来健診、多岐にわたっての、また、通所リハビリ等々にも重要なことであります。押水クリニックは、地域住民の健康管理の役割を果たすのに必要不可欠な施設であると考えますが、町長の見解を問うものでございます。

住民が安心して暮らすもとである、健康を守るためのクリニックの正常な体制を整備することは、ぜひ必要であると思っております。730万円弱の一般会計からの繰出金にこだわらず、長期的に展望を持って対処されるようお願いするものであります。押水クリニックを半日体制にする前に、例えば指定管理者に行わせる、あるいは外部委託による方法、また、医療法人を設立するなど、町民を守る考えがあるかどうかを重ねて町長にお聞きするものでございます。

第2点目の質問であります、町内の2つの中学校の耐震診断の結果についてであります。

平成22年度の主要施策の主な事業の説明の中で、生徒が安全で快適な環境で授業が受けられるような校舎及び体育館と説明されておるわけでございます。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、平成7年6月16日に公布された地震防災対策特別措置法により、公立の小学校または中学校の地震防災上改築または補強を要する整備に係る5カ年計画が定められたわけであります。

平成13年度に押水中学校耐震診断を実施し、さらに平成19年に改正耐震改修促進法の成立に伴い、宝達志水町耐震改修促進計画を策定し、平成21年度に押水・志雄両中学校の校舎耐震機能調査を実施した結果ですけれども、先般開催されました第8回中学校建設特別委員会において説明があったわけでございますけれども、押水中学校においては、校舎は耐震可能、体育館は耐震は不可能、志雄中学校においては、校舎は耐震は不可能、体育館は耐震可能という結果が説明、発表されたわけでございます。

私は、特別委員会等々の中でもよく言うのは、耐震結果が出た以上、もしも万が一事故があった場合、町政、すなわち町長が責任をとらなければいけないという法律があるのを知っていると思うわけでございますけれども、押水中学校の耐震補強をすれば何とか校舎はクリアできるわけでございますけれども、志雄中学校の場合は全く手をつけるすべはないのではないのでしょうか。仮にですけれども、仮のプレハブ校舎を建てるとか、あるいは押水中学校の校舎に仮に生徒さんに入らせていただくとか、いろいろな方法がたくさんあると思いますけれども、早急に結果を出さなくてはならないと思います。教育長のお考えをお伺いするものでございます。

中学校建設特別委員会は、3月20日前後に第9回の開催を予定しておるわけでございます。そのときには、第8回に附帯意見といたしまして、統合なのかあるいは建てかえなのかという問題を提起してございますので、今回は中学校建設については質問いたしませんけれども。

以上、2点の質問については、多くのクリニックを利用される患者さん、また地域住民、たくさんの保護者の方々から多くのお願いの声が届いております。どうか献身的な本当によい答弁をお願いするものでございます。

これで私の一般質問を終わります。

議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 北議員の御質問にお答えいたします。

押水クリニックは、保健・医療・福祉の連携によりまして、充実した医療サービスを提供することを目的に開設されているわけでございます。合併後は、志雄病院との連携をもとに、一般診療と健康診断などの保健事業を実施しておるところでございます。

しかしながら、町内唯一の入院施設であります志雄病院では、医師不足等によりまして厳しい経営環境にある中、押水クリニックといたしましても患者数が減少傾向にあることから、効率的な運営を図ってまいりたいというふうに考えているわけでございます。

こうしたことから、嘱託医師1名、常勤看護師2名によりまして午前半日の診療体制で、地域の住民のかかりつけ医としての日常業務、あるいは相談、または入院や精密検査が必要な場合には、当町の基幹病院であります志雄病院などの適切な病院を紹介することによりまして、診療所本来の医療サービスの提供をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。そういうことで御理解をお願いしたいと思っております。

なお、2名の看護師につきましては、増加傾向にあります介護認定申請に対応するために、午後からは訪問調査員として勤務していただくというようなことを考えているわけでございます。

それから、クリニックの指定管理者制度導入についてということでございますけれども、公設でありますれば導入することはできることになっておりますし、また、指定管理者制度を導入しても普通交付税措置がされるということにもなっております。そういうことで、いずれは指定管理者制度の導入についても考える時期が来るかと思っておりますけれども、現時点ではまだそこまで考えておりません。そういうことで、差し当たって半日体制で診療業務に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（金田之治君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

教育長（山下 茂君） 北議員の御質問にお答えします。

去る7月の臨時会の折に御決議いただきました、押水中学校の耐震性能追加調査の結果について概略を御報告いたします。詳細は学校教育課長が報告します。

耐震診断につきましては、議員御指摘のとおり、押水中学校は平成13年度に、志雄中学校は平成18年度に、それぞれ耐震診断業務を実施しております。その結果、押水中学校校舎棟と志雄中学校体育館棟は耐震補強工事が可能な建物であり、押水中学校体育館棟と志

雄中学校校舎棟はいずれも耐震補強に適さない建物となっております。

今回の追加調査は、押水中学校校舎棟のコンクリート強度を調査したもので、その調査結果は、平均コンクリート強度は設計基準強度を上回る値が確認されました。これに伴い、再度、耐震診断・補強計画を実施する必要があるとあり、志雄中学校の体育館棟とともに県の耐震診断等評定委員会にかけるとともに、新年度予算をお願いしているところであります。

今後の対応であります。耐震診断等評定委員会の結果に基づき耐震補強計画に取りかかることとなりますが、その工事費用は、約2億3,000万円を想定しております。

児童・生徒の安心・安全を守ることや適切な教育環境整備を図ることは、私の本来の職務であり、各学校には、万が一の地震に備えた防災意識の高揚に努めるようお願いしているところであります。いずれにしても、議会の皆さんと相談しながら、早急な対応が必要であると考えています。

議長（金田之治君） 学校教育課長 栗原政典君。

〔学校教育課長 栗原政典君 登壇〕

学校教育課長（栗原政典君） 追加調査の詳細についてお答えいたします。

押水中学校校舎棟の耐震性能追加調査の結果であります。普通教室棟側の各階3カ所、それから、特別教室棟側の各階3カ所それぞれでコアカッターにより供試体を採取し、18カ所でコンクリート強度試験を実施しました。さらに、別途5カ所と合わせて23カ所で中性化試験を実施しました。

各階の平均コンクリート圧縮強度は22.3から37.8ニュートンと、設計基準強度である18ニュートンをいずれも満たしていました。また、鉄筋の腐食など、建物強度に大きく影響する中性化試験においても全体平均1.9ミリメートルと、中性化は余り進んでいないことがうかがえました。

今後は、今ほど教育長の答弁にありましたとおり、再度、耐震診断・補強計画を実施し、石川県耐震診断等評定委員会に諮ることが必要になります。

以上です。

議長（金田之治君） 13番 北 信幸君。

〔13番 北 信幸君 登壇〕

13番（北 信幸君） まず、町長に、質問ではないんですけども、私はこの一般質問の通告をした後に、ちょっと時間的に間に合わなかったんですけども、県の健康福祉部のほうへ問い合わせをしたんですけども、町長の答弁の中で、クリニックの指定管理者

制度は、今後考えてもいい余地があるというような答弁に自分は解釈しているんですが、ぜひとも早急にそういった措置をとっていただき、半日ではなくて、現在よりもやっぱりいい診療所、クリニックを存続して行っていただきたいのと、このように思うわけでございます。

また、ちょっとルール違反になるかもしれませんが、そのときに福祉部のほうからちょっと聞いたんですけれども、渚会等々もそういった方向づけ、あるいはクリニックと合わせたそういう考え方、いろんな考え方ができるというような御指導もいただいておりますけれども、今後、また執行部においては調査、そういったものを取り入れながら一日も早く、一日も早くというよりも半日にしていただくわけにはいきませんが、現在よりもいいクリニックを存続して行っていただきたいという思いで再度お願いするわけでございます。答弁は結構でございますけれども。

また、教育長におかれましても、答弁の中で、議会側とも相談をしながら早急に対応していきたいという御答弁をいただきましたと解釈しているわけでございますけれども、事故が起きる前、さっきも言うように、やっぱりいい環境のもとでお子さんを教育させてあげたいということが、我々も全員同じ気持ちがございますので、どうか一日も早い御決断をいただきたいというわけでございます。答弁は結構でございます。

議長（金田之治君） 次に、3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） 3番議員の津田です。

私は、国保、病院、スポーツ、農地関係の質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険についてですが、さきに厚生労働省より2008年度の医療給付費が大幅に超えたとして、全国97市町村、県内では当町、宝達志水町だけが医療費抑制の計画策定を義務づけられましたが、医療費抑制の具体策や取り組みについてお伺いします。

次に、志雄病院の取り組みについてお聞きします。

平成19年3月の能登沖地震からはや3年がたとうとしております。ことしはハイチの大地震を初め、県内各地の海岸に打ち上げられたリュウグウノツカイがその地震の前触れでないことを願っておる一人でございます。しかし、もし大災害が発生した場合に備え、現在100床の入院患者のベッドがあるうち、83名の入院患者がおられると聞いておりますが、その災害時の病院のトリアージの取り組みについてお伺いします。

次に、薬の仕入れ値の情報共有について伺います。

先ほどの医療給付費の抑制にもつながるのではないかと思います、どのような取り組みをされているかをお伺いします。

続きまして、総合型地域スポーツクラブ設立に向けて、その取り組み、進捗状況をお伺いします。あわせて吉野屋多目的運動公園にクラブハウスをつくり、利用者の利便性を図ってほしい。当広場では、毎日のようにグラウンドゴルフや、土曜日、日曜日、休日になれば家族連れ、子供連れの人たちがたくさん訪れております。しかし、遊具庫やトイレはあるんですが、場所も遠く、また、風雨をしのぐ場所もございません。単純な小さいベンチ等はございますが、雨とか風をしのげるようなものではございませんので、利用者の方から何とかクラブハウスの設置をしてほしいという要望を多数聞いております。そこで、先ほどの総合型地域スポーツクラブにあわせ、何かそれを利用できる具体策がないかをお伺いします。

次に、当町農地の耕作放棄地の活用方法について伺います。

とりわけ旧志雄町は山間地が多く、また、農業者の高齢化も進み、耕作放棄地が今後ますますふえると思われませんが、その防止の取り組みや耕作放棄地の何か活用策があればお伺いいたします。

最後に、樋川地区、特に敷浪地区のほ場整備についてお伺いします。

敷浪地区は、国の定める受益面積の不足のため、一般のほ場ができないと伺っております。当地は平坦地でもあり、ほ場整備が進めば担い手もあらわれると確信しております。水の便もよく、早い整備を望んでおりますが、何かよい対策はないかお伺いし、私の一般質問を終わります。

議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 津田議員の御質問にお答えいたします。

まず、安定化計画につきましては、平成17年度合併当初から平成21年度まで、国・県の指定を受けまして、医療費の地域差を解消するために医療費抑制計画を立てております。

地域差指数につきましては、全国平均を1といたしますと、平成21年度指定で1.317と高くなっております。循環器系疾患、高血圧、心筋、脳梗塞などでございますが、それと新生物（がん）などの長期入院による高額医療費などが要因でございます。これらの疾病予防を中心とした保健事業を毎年行っております。

また、今後も保健事業の実施によりまして、医療費の抑制に努力してまいりたいという

ふうに考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、災害時のトリアージ訓練についてでございますけれども、志雄病院では、平成19年度から毎年、宝達志水消防署、町赤十字奉仕団などの関係機関の御協力を得ながら、災害トリアージ訓練を実施いたしており、昨年は8月に実施いたしております。

ここで、御承知のこととは存じますが、災害トリアージの趣旨について御説明させていただきますと、災害発生時の救急救命の現場では、限られた医療スタッフ、それから医薬品等を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療に当たらなければならないということでございます。

そういうことで、トリアージとは、このような医療機能の制約される中で一人でも多くの傷病者に対して、最善の治療を行うため、その緊急度や重傷度に応じて治療の優先順位を速やかに決めることでございます。

災害時の混乱している状況で、このトリアージを行わずに通常の受け入れ順で治療を行った場合、重傷者が長時間放置されたり、あるいは特定の重傷者から治療を始めた場合には、その治療に貴重な医療スタッフや医薬品等が充てられ、本来の確実に救命できる重傷者の治療ができなくなることが考えられるわけでございます。

こうした問題を解決するためには、救命できる可能性の高い傷病者が否かを的確に判断し、優先順位をつけて順に救護・搬送・治療に当たることが必要でありまして、有事に備えて訓練をしておくことが大変必要なことでございます。

平成19年発生 of 能登半島地震の教訓などから、今回実施された訓練は、今後とも必要と考えております。

次に、薬の仕入れ価格の情報共有についてであります。志雄病院での医薬品費は、総費用の中でも大きな比重を占めております。この医薬品費の削減を図るために、昨年度から町立富来病院との間で共通する医薬品を選択し、おおむね30品目の共同購入を実施いたしております。これにより、スケールメリットによる価格抑制を初め、在庫量の縮減や事務の簡素化など病院経営に効果をもたらしているところでございます。

今後は、対象品目の拡大とともに、診療材料等の共同購入を実施することによって、病院経営に大いに寄与できるものというふうに期待しております。

次に、総合型地域スポーツクラブ活動の進捗状況についてであります。これにつきましては、文部科学省が平成12年度に策定したスポーツ振興基本計画の中で、子供の体力の向上、生涯スポーツ社会の実践に向けた地域におけるスポーツ環境の整備充実方策等の重

点施策として、2010年までに各市町村において少なくとも一つ以上の総合型スポーツクラブを育成するという目標が掲げられております。

また、日本体育協会でも、文部科学省からの委託事業によりまして総合型地域スポーツクラブ創設支援事業が展開されております。

当町におきましても、準備委員会を設立し、地域住民のニーズに沿ったクラブ活動が展開できますよう、町といたしましても、側面から支援をしてまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

なお、進捗状況等の詳細につきましては、担当課長から御説明をさせますので御了承ください。

次に、志雄運動公園多目的運動広場のクラブハウス兼トイレ等の利用者の利便性についてであります。多目的運動広場は、子供からお年寄りまで、幅広い年齢の方々が自由に活動できる芝生の広場として、一部には遊具等を設置しております。

しかし、多目的運動広場敷地内にはクラブハウスのような建物はございません。運動公園内にはペイントイレ、体育センターがありまして、これらの既存のものを御利用できるようになっております。

町では、行財政改革を進めていく上で、当面は新たな建設は難しいと考えておりますので、御理解願いたいと思っております。

次に、耕作放棄地の活用策についてであります。農業委員会が平成20年度調査した結果、本町には全体で177ヘクタールの耕作放棄地がありまして、そのうちの88ヘクタールは復旧可能地であるということが判明いたしております。しかし、残り89ヘクタールにつきましては、長年放置してあったため原野化し、農地には復元できないような荒廃地となっております。

その荒廃地化した実態は、主に山間部が中心で、小規模な農地でありまして、大型機械が入れないような作業効率の悪い農地でございまして、加えて農家の高齢化によりまして放置されたものが大半でございます。

そこで、復旧可能な88ヘクタールの農地につきまして、国の事業を積極的に活用しながら、再生復旧に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、小規模なほ場整備についてであります。認定農家あるいは農業生産法人等が農地の集積を初め、高生産性農業などの効率的な農業を展開するためには、水田の区画整理は必要不可欠であると認識しているところでございます。

ただ、受益面積が20ヘクタール以上の事業につきましては、県営事業の採択によりまして整備されておりますが、しかし、県営事業が適用されない小規模なものにつきましては、受益者の負担が大きくなるために、大変苦慮しているところでございます。

そういうことで、町では地元集落の要望があれば対応してまいりたいと考えております。大変地元負担が大きくなるということで、受けられる方も大変苦慮しておられるのではなからうかなというふうには思っておりますが、現在のところそういう状況になっております。

なお、それぞれの細部につきましては、所管課長から御答弁させますのでよろしく願います。

議長（金田之治君） 健康福祉課長 源 大恵君。

〔健康福祉課長 源 大恵君 登壇〕

健康福祉課長（源 大恵君） 津田議員の御質問にお答えいたします。

平成20年度より制度改正に伴いまして、40歳以上の全町民を対象とした住民健康診査から国保加入者を対象とした特定健康診査として実施してあるわけでございますが、医療費の抑制に対する取り組み、特に健康診査について説明をさせていただきたいと思っております。

平成21年度は、町内14会場で実施しているところでございます。対象者は2,751人、これは40歳から74歳の方でございますけれども、きょう現在で健康診査を受けておられる方が33.7%、928の方が受けられておるわけでございます。

今年度の目標が45%ということで、1,230人程度を設定したわけでございますけれども、現在のところ、12ポイントほど下回っているというのが現状でございます。前年度の受診率が36%ということでございますけれども、前年度の比率よりも今年度はかなり低下しているというのが現状でございます。

そこで、今年度からは、メタボリック症候群と関連している、動脈硬化指数測定、それから胃がんの早期発見のためのペプシノゲン検査を新たに導入しまして、魅力ある検診を目指していこうということで考えているところでございます。

また、町では、住民が心身ともに健康で長生きすることを目指しまして、生活習慣改善教室、それから転倒予防教室、それから健康づくり推進員による地区の寝たきり予防のための各種教室、それから健康意識を高めるための健康まつりなどを実施しております。

また、健康増進事業として、胃がんなどの検診や、女性特有のがん検診なども実施して

おります。これはあくまでも早期発見、早期治療を第一の目標としているところであります。

そこで、国保の支出の抑制は、あくまでも検診の受診にありというふうを考えております。自分の健康は自分で守る、これが第一番のことですが、病にかかってしまつて手おくれになりますと、自分の命も奪われることは必然であります。みずからを守るためにも、一人でも多くの住民の方々に、保健事業の健康診断を受けていただくことを願います。

議長（金田之治君） 志雄病院事務局長 鍛冶一良君。

〔志雄病院事務局長 鍛冶一良君 登壇〕

志雄病院事務局長（鍛冶一良君） 津田議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、今回実施いたしました災害トリアージ訓練の内容と効果等についてお答えをさせていただきます。

まず、災害の想定としては、町内で観光バスが普通乗用車と正面衝突の事故を起こし、双方で30名余りが負傷し、そのうち10名が志雄病院へ搬送され、直ちに傷病者の治療、検査、入院もしくは他の医療施設への転送、そして傷病者の情報収集など一連の訓練を実施いたしました。

今回の訓練は、傷病者の搬送連絡を受けた後、院内での災害対処組織の速やかな立ち上げと各部門での役割分担を的確に行動することを主眼としたものでございます。

今回の訓練を通して、非常時においては、医療及び事務の両スタッフの綿密な連携の必要性を再認識するとともに幾つかの課題が見つかりましたが、今後とも訓練を重ね、有事の際の対応に大いに生かしてまいりたいと考えております。

なお、御質問の中の、入院患者さんの有事の際の訓練等につきましては、火災発生時などを例にいたしますと、職員の防災意識の観点から速やかな初期消火、そして患者さんの安全確保のための避難訓練を毎年継続して実施いたしております。

議長（金田之治君） 生涯学習課長 土上 猛君。

〔生涯学習課長 土上 猛君 登壇〕

生涯学習課長（土上 猛君） 津田議員の御質問の中で、総合型地域スポーツクラブ活動の進捗状況についてお答えいたします。

平成18、19年度にかけまして石川県体育協会の支援を受けながら、説明会や学習会、講演会などを行い、スポーツ指導者、体育施設利用者、体育指導員、体育協会員などに「総

合型地域スポーツクラブとは」について周知などを図ってまいりました。

また、平成20年5月には、体育指導員を中心に準備委員会を設置いたしまして、日本体育協会から総合型地域スポーツクラブ育成委託事業を受け、本格的に始動いたしました。

さらに21年度におきましても、スポーツクラブ創設支援事業助成金を受け、児童から高齢者を対象にしたもの10教室やスポーツイベント大会3回、及び広報活動を実施するなど、町民の方々にもスポーツクラブ準備委員会の存在が少しずつではあるが認識されてまいりました。

また、スポーツクラブの運営委員も研修、講習会などを重ね、クラブマネジャーの資格を3名が取得し、平成22年3月の設立に向け準備を行っている状況でございます。

以上でございます。

議長（金田之治君） 産業振興課長 太田永作君。

〔産業振興課長 太田永作君 登壇〕

産業振興課長（太田永作君） 津田議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、耕作放棄地の活用策についてでございますが、国の事業で、今年度から新たに、耕作放棄地再生利用緊急対策という事業がスタートしました。これは、平成21年度から25年度の5カ年の事業でございます。

その事業の事業主体でございますが、農業を営む個人、法人、法人格のない団体で、交付金は町を経由するのではなくて、地域協議会を通して交付されます。なお、この地域協議会の構成メンバーでございますが、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区などの代表者で構成され、本町では平成21年2月23日に設立されました。

現在までに実施した放棄地の解消の事業でございますが、農道・水路の復旧2カ所、農地復旧2カ所、これは1.5ヘクタールを、また、耕作放棄地解消を目的といたしました草刈機4台を購入させていただきました。さらに、平床地区で現在、2.5ヘクタールの農地再生が計画されております。

今後は、今年度新しく示されました、再生作業、土壌改良、営農定着等の再生利用活動事業を積極的にPRさせていただき、この事業を認定農家などの皆さんに利用していただきたいと考えております。

次に、樋川地区の小規模なほ場整備についての問いでございますが、敷浪地区では受益面積がおおむね15ヘクタール少しあります。これは県営事業20ヘクタール以上の要件に該当はいたしません。そこで、このような小規模な地域につきましては、団体営事業で基盤

整備促進事業、それと県単事業で県単土地改良事業などがございます。これは受益面積が5ヘクタールから20ヘクタール未満の小規模な受益面積の要件で対処できる事業でございます。

しかし、先ほどの町長の答弁にもありましたが、事業の受益者負担もかなり大きなものになりますので、地元の御理解が十分必要だと考えており、御理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（金田之治君） 3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） 2点ばかり再質問させていただきます。

まず、1番目の病院の災害時のトリアージについてですけれども、判断等はどなたがなされるのかお伺いします。

2点目は、先ほどの総合型地域スポーツクラブの中で、利用して建物等とか、先ほど町長さんが言ったように、財政難は十分私も承知しております。それで、それを利用して何かそのクラブハウス等をするような、対策と言ったらおかしいですけれども、そんな取り組みがもし、あるかないかわかる範囲で結構ですので教えてください。

以上、2点お願いします。

議長（金田之治君） 志雄病院事務局長 鍛冶一良君。

〔志雄病院事務局長 鍛冶一良君 登壇〕

志雄病院事務局長（鍛冶一良君） 津田議員の再質問にお答えいたします。

いわゆるトリアージの判断をだれが行うのかということでございます。

まず、第1番目には、災害発生現場においていち早く消防署職員が駆けつけます。そちらのほうで、いわゆる救急救命士等の消防職員が緊急性を判断し、優先順位をそちらの現場サイドで定めます。その優先順位を定めた状態で、受け入れ先である医療機関のほうに患者が搬送された段階で、その受け入れ医療機関側でその患者の順番、いわゆる緊急度合いというものを再度つけるという、2段階での判断をさせていただいております。

以上でございます。

議長（金田之治君） 生涯学習課長 土上 猛君。

〔生涯学習課長 土上 猛君 登壇〕

生涯学習課長（土上 猛君） ただいまの再質問でございますけれども、今この総合型地域スポーツクラブ、これにつきましては、23年からはT O T Oの助成金をいただき運営

していきたいというふうに考えておりますが、実際、その助成の中で今運営費、あるいは運営費の中の人件費、今の段階はそういった項目しかこの助成金の中にはございません。

その中で、少しずつでもいいがそれは蓄えながらいろんな施設、また、別メニューでの助成金、そういったものを総合型で新たに計画ができるかどうか。それはまたその実行委員会、委員の中でやはり今後話し合って計画していきたいというふうに考えていきますが、今はとりあえず土台づくりがまず先に計画されていきますので、そういったところを中心に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（金田之治君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩します。

なお、午後は1時15分から会議を開きます。

午後12時03分休憩

午後1時16分再開

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番 林 一郎君。

〔7番 林 一郎君 登壇〕

7番（林 一郎君） 私は、空き家等調査事業について、そして志雄庁舎への統合に伴う押水分庁舎の跡地利用についての2点を、町長及び関係担当課長に伺います。

まず、第1点は、本年度の新規事業で緊急雇用創出特別事業費のうち空き家等調査事業について、さきの全員協議会で提示がありました、人口減少と少子高齢化に伴う限界集落化を未然に防止するため、空き家に定住し、または定期的に滞在して、農業活動、教育・文化・芸術活動等を行う者に、空き家・空き農地を提供することを目的に情報バンク制度を創設する調査を行う事業費とのことでしたが、この制度をより詳しく、かつ、わかりやすい形で御説明願います。また、調査の地域、参加条件及び年齢層等々があれば、この件についても伺います。

次に、2点目といたしまして、押水分庁舎統合に伴うことについての跡地利用について、町長及び担当課長に伺います。

総面積約3,378平方メートル、完成が昭和49年10月であったかと思えます。合併に伴い、志雄分庁舎、押水分庁舎としてスタートしたわけですが、押水分庁舎の雨漏りと老朽化がひどく、維持管理費、また、修繕しようとするれば多額の費用もかさむわけで、統合、

廃止・撤去もやむを得ないかなと思います。

そこで、この庁舎の撤去時期と跡地の利活用方法について伺います。また、窓口業務の一部がアステラスへ移行すると聞いていますが、間違いはないか確認いたします。そして、職員は何名体制であるかも伺います。

また、サイレン設備等が設置されているわけですが、この設備の撤去時期及び撤去した後の取り付け場所についても伺いまして、私の質問を終わります。

議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 林議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家等調査事業についてであります。現在、町が抱えている人口の減少と少子高齢化に伴う過疎化の問題はとても深刻でございます。10年後には二十数集落で65歳以上の住民が半数近くになるとの予測から、集落の自治機能が維持できることが大変難しくなるということで心配しているところでございます。

こうした町の現状を踏まえ、町内に存在する空き家・空き農地を町の地域資源ととらえ、これを有効に活用することで、都会からの交流人口の拡大を図り、定住促進に努めてまいりたいと考えております。

そこで、区長さんを通じまして集落の空き家状況を把握し、それをもとに町が所有者本人へ賃貸借等の意思の有無を確認し、御理解をいただいた方の物件について、情報バンクに登録し、ホームページでの公開により、田舎暮らしを希望する方へ情報を提供し、定住促進につなげていくことを目的としているものでございます。

次に、押水庁舎の撤去の時期及び撤去時のサイレン設備の取り付け場所、並びにその後の跡地の利用方法についてであります。町は、平成19年11月に公共施設の内容を検討し、無駄を省き、効率的な配置、運営を基本に、重複・類似施設にあっては統廃合を推進すべきであるとの、公共施設統廃合推進計画の答申に基づき、積極的にその統廃合を進めているところであります。

その中で、役場庁舎の統廃合につきましても、現在の分庁方式による庁舎運用につきましては、2つの庁舎の維持管理に多大な経費を要する反面、住民サービスの提供においても不便さを抱えるなど、費用対効果の面から必ずしも満足できる体制ではないと考えております。

本年4月から、役場機能の集約等により住民の利便性を高め、また、年間管理経費の縮

減を図る目的で、押水庁舎を閉庁し、志雄庁舎に統合することとしております。

なお、住民票や戸籍関係の届け出の受理や諸証明の発行などの業務を行う押水窓口センターにつきましては、町民センターアステラス内に設け、押水地区の皆様の利便を確保することといたしております。

そこで、押水庁舎の撤去の時期等についてはありますが、これまでも申し上げてきましたとおり、今、本町がすべきことは、何を差し置いても、一刻も早く財政健全化を果たすことであり、町長就任時から掲げてきた公約でもあります。

本来ならば、押水庁舎を閉庁後、すぐに建物を撤去し、あわせて撤去後の跡地利用についても具体案を示さなければならぬところでございますが、庁舎を取り壊すだけでも多額の費用が必要となります。

さらに、跡地の整備を進めるためには、隣接の旧中央公民館も一体的に取り壊さなければならないため、今後の財政状況を見守りながら、計画的に実施したいと考えております。こうしたことから、現在設置されているサイレン設備や電算サーバの移設は当面行わず、現状のまま維持したいと考えております。

当然のことながら、庁舎統合後の建物の管理につきましても、周辺住民に不安を与えないよう、安全対策に十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

また、撤去後の跡地利用でありますけれども、敷地面積が約1万平方メートルにも及ぶことから、相応の計画性が必要であります。具体的な活用方法につきましては、現時点では白紙であります。

この件につきましては、地元住民の意向を十分尊重しながら、住民の意見を幅広く集約し、同時に有効な跡地利用となるよう、より専門的な立場からの助言も必要と判断されますので、来る時期に検討委員会を立ち上げ、その中で町の方針をお示ししたいと考えておりますので、いましばらく御猶予をお願いしたいと思っております。

なお、細部につきましては、所管の各課長から御説明させますので、よろしくお願いたします。

議長（金田之治君） ふるさと振興室長 藤井能富夫君。

〔ふるさと振興室長 藤井能富夫君 登壇〕

ふるさと振興室長（藤井能富夫君） 7番 林議員の御質問にお答えします。

空き家等調査事業については、町内全域を対象として以前に空き家調査をし、現在存在する188件のうち175件の写真撮影と40件の所有者・住所の特定が済んでおります。近いう

ちに取りまとめ、所有者へ賃貸借などの意思の有無について通知を今年度中に発送したいと考えております。

物件の提供については、基本的には町民として定住し生活していただける方や、教育・文化・芸術などを通して都会へ宝達志水町のよさを情報として発信していただける方が定期的に滞在される場合についても、情報を提供したいと考えております。

なお、一般の別荘地としての提供については考えておりません。

受け入れ方法については、定住を希望される方には、集落の一員としての意識を持っていただくために、各集落ごとの道路・河川愛護デーや祭り、イベント等の行事などについて理解をいただくことが重要であり、このために区長さんとの面談を行い、貸し手と借り手、地域が一体となれるように考えています。

また、年齢の制限については、現在のところ、特に制限する予定はありません。

議長（金田之治君） 環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

環境安全課長（高松守成君） 林議員の御質問にお答えいたします。

押水庁舎のサイレン設備につきましては、志雄庁舎に設置された吹鳴ネットワークシステムと一体となっているため、庁舎の取り壊しをする際にはサイレン設備の移設が必要になると考えております。

また、サイレン設備の移設箇所につきましては、押水庁舎前に設置してあります第3分団消防ポンプ車車庫の移設とあわせて、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（金田之治君） 次に、2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 私は、平成22年第1回定例会に当たって、津田町長に一般質問をさせていただきます。

先ほどの提案理由の中にもございましたが、津田町長におかれましては、昨年4月に就任以来、早いもので1年になろうとしております。そこで、就任2年目を迎えるに当たって、町長に4項目についてお尋ねをいたします。

まず、財政健全化についてであります。

本町の財政状況につきましては、今さら言うまでもなく、20年度決算におきましては実質公債費比率、将来負担比率とも高く、一方、財政調整基金、減債基金残高が少なく、県

内でも最も低く、また、北陸3県でも最低で、全国的に見ましてもワースト21と聞いております。景気の減速で税収が大きく落ち込む中、財政状況はさらに厳しくなると考えております。今定例会では、平成22年度財政健全化方策が示され、事業別の削減額などの効果額が試算されております。

そこで、まず、22年度以降の効果額とおおむね5年程度の中期的収支見込みはどうか。

2点目は、地方自治体の財政状況を判断する健全化判断比率の財政指標について、町長が目指す数値目標がございましたらお聞きしたいと思います。

次に、予算編成についてであります。

22年度予算は、町長として初めての予算編成であり、特別の思いもあろうかと推察するところでございます。今回、定例会に提案されました22年度一般会計予算では、自主財源は約20億円で、多くを交付税等に依存する状況になっております。

一方、20年度決算では、2億円を超える滞納料金があり、税金や使用料等の公平負担や財源の確保の観点から見ましても厳しい状況にあると感じております。

いかに厳しい財政状況にあったといたしましても、無駄を徹底的に排除し、我慢するところは我慢をし、積極的な施策や対策を実施し、財源を確保した中で、町民が安全に、安心して暮らせるまちづくりを期待するものであります。

そこで、まず、予算編成についてどのような方針で臨まれたのでしょうか。

2点目は、政権交代に伴って、各自治体に対するプラス面、あるいはマイナス面があったと思いますが、どのように思われますか。あわせて本町での影響についてどうでありましたでしょうか。

3点目は、予算全体について、収入の確保と滞納料金の解消についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

次に、指定管理者制度についてでございます。

指定管理を導入できる施設について、今定例会に指定管理者制度の導入に向けた設置条例の改正案が提案され、いよいよ本町にも指定管理がスタートすることになります。指定管理者制度は、行財政改革を進めるためにも積極的に取り組みを期待するものでございます。

そこで、まず、指定管理を導入するか否かの検討に当たって、どのような考え方で検討されたのか。

2点目は、いつまでにどの程度導入するのか。

3点目は、指定管理者制度導入によってどのような効果があるのか。また、管理運営費、コスト削減額についてもお聞きします。

最後に、老人福祉センター宝寿荘についてでございます。

昨年春から行われておりました改修工事がこのほど完了し、素晴らしい施設になりました。これを期に広く多くの方々に利用され、さらなる老人福祉の向上に役立つ施設になっていくものと期待しているところでございます。

そこで、まず、老人福祉センター宝寿荘の利用拡大策をどのように考えているか。

2点目は、現在アステラスで行われております、おたっしゃ教室についてでございますが、どのような教室なのでしょう。また、22年度より宝寿荘に移動すると聞いておりますが、どのような形で実施されるのかをお聞きし、一般質問を終わります。

議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、財政健全化についてであります。昨年の町政懇談会では、町の厳しい財政状況を知っていただくため、現状のまま推移した場合の、平成21年度から合併10年後の平成26年度までの決算見込みをもとにしまして説明をさせていただきました。

町の借金は総額約250億円に達し、預金となる財政調整基金の残高が1億円の枯渇状態にあるなど、具体的に数字を挙げてその窮状を町民の方々に訴えさせていただきました。

平成22年度以降の決算収支の見込みも明らかにし、毎年度約2億円から3億円の財源不足が発生する状態であるということも御説明させていただきました。

そして、このような状態からいち早く脱却する具体的な手だてとして、平成22年度財政健全化方策にあるとおり、事務事業や各種補助金の見直し、人件費の削減などにより、総額約1億4,000万円に及ぶ効果額を示し、削減する方針を打ち出した次第であります。

しかしながら、今後の中期財政見通しの策定に当たっては、単に財政サイドが既存の事業をもとに現状における収支見通しを立てるのではなくて、全庁的な関与のもとで中期的な事業実施計画を組み込みまして、当該財政計画と整合性のあるものにしてまいりたいというふうに考えております。

次期行財政改革大綱の策定につきましては、このような考え方で中期財政見通しを組み込み、職員全員が危機意識と改革意欲を共有しながら、住民と協働して財政の健全化を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、健全化判断比率の4指標の数値目標についてであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字決算ではないために数値は出ておりませんが、当然ながら今後も黒字決算を目標に対応してまいりたいというふうに考えております。

実質公債費比率につきましては、20年度決算で20.2%となっておりますが、18%を超えていることから、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられておりまして、平成26年度決算までに18%を下回る数値にしなければならないというふうに考えております。

また、将来負担比率につきましては、平成20年度決算で281.5%となっております。本町の標準財政規模は約50億円であります。かかる将来負担見込み額が極めて高い異常な状況となっております。目標数値としましては、起債を極力制限し、当面は200%を下回る財政運営を地道に目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、予算編成方針についてであります。提案理由でも申し上げましたとおり、平成22年度当初予算は、私自身にとりましては、初めての通年型予算の編成となるものであります。

予算編成に当たっては、本町の危機的な財政状況から一刻も早く脱却する道筋として、さきにお示した財政健全化方策の基本理念の内容をまず当初予算に組み込みました。

こうしたことから、平成22年度予算を財政再建の元年予算と位置づけまして、財政健全化に向けた取り組みを実施しながらも、宝達志水町の将来像を定めた総合計画に掲げる施策をできる限り推進してまいりたいというふうには考えております。

また、事務事業の実施に当たりましては、指定管理者制度や業務委託等を十分に活用しながら、行政が真に責任を持つべき分野を的確に見きわめ、さらに将来の財政負担についても配慮しつつ、財政の健全化を一層推進することを基本として予算編成を行ったところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、政権交代に伴う自治体に対するプラス面、マイナス面と本町への影響につきましては、昨年9月の政権交代からまだ半年余りということでもございます。全体像がはっきりしない面がありますが、行政運営に関しましては、今のところ目立った影響は感じられてはおりないところでございます。

ただ、国の予算編成に対する考え方は、コンクリートから人へ、地域主権などが掲げられております。国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済、社会に転換していくことが強調されている点は印象的でございます。

プラス面といたしましては、地方財政対策として、地域主権の立場から地方が自由に使える財源をふやし、地方公共団体が地域のニーズに的確に対応できるよう地方交付税が増額されたことが挙げられます。

歳出では、余り影響がないものと認識しておりますが、現在、国会において国の予算審議が重ねられている最中であることから、今後、その動向や制度改正の内容等を注視しながら的確に把握し、適切な対応を心がけてまいりたいというふうに考えております。

次に、収入の確保と収入未済の解消についてであります。平成20年度決算における収入未済となった滞納額は、町税を初め、国民健康保険税、介護保険料、下水道料など、全会計で総額約2億9,000万円に上っております。

町税及び国民健康保険税に係るものが滞納額全体の約89%を占めておりますが、財政健全化の観点からもこのまま放置できるものでは当然ございません。すべての滞納における原因と対策を明らかにしまして、具体的な解消策を打ち出す方針であります。

なお、新年度におきましては、石川県と連携し、職員1人を相互に派遣し、3カ月間の期間でありますけれども、相互人事交流によりまして、町県民税等の直接徴収を行いまし、滞納処分の強化を図ることといたしております。

次に、指定管理者制度につきましては、行財政改革を進める上にも重要な改革項目であると認識しておりまして、可能な限り積極的に導入する方針で取り組んでまいりたいと考えております。

さきの12月議会におきましては、35の集会所の当該集落に指定管理者の指定をさせていただき、本年4月から指定管理者として管理していただくため、目下、その事務手続を行っているところであります。

公の施設の導入可否検討に当たっての考え方につきましては、まず、今議会に指定管理が導入できるよう、それぞれの施設の設置条例の改正を提案しているところであります。

条例改正後は、まず、1つ目は、公の施設の運営が住民の平等利用を確保できるものであること。2つ目は、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。3つ目といたしましては、管理を安定して行う物的能力及び人的能力があるということでございます。この3点を念頭に置き、導入施設を選定したいと考えております。

導入スケジュールにつきましては、施設の設置条例の改正後、それぞれの公の施設について、導入時期など必要な課題整理を行い、速やかに指定管理者候補者の募集に入る予定

であります。

その上で、どのような団体が適当であるかを慎重に検討し、議会の了承が得られ次第、指定管理者としての協定締結となるものであります。

指定管理の期間につきましては、施設ごとに指定管理する内容も違いますので、3年から5年を指定期間として一応考えているところでございます。

導入に伴う効果につきましては、これもまた施設ごとの管理内容に違いがありまして、現時点ではそれぞれの施設ごとの削減額等は試算しておりませんが、施設によっては民間事業者が有する経営ノウハウにより、コストが削減できる、あるいは収入増が期待できるものと考えております。

また、指定管理者の導入は、今後の人員削減等の効果を含め、定員管理の観点からも有効な方法であると考えております。

次に、老人福祉センター宝寿荘の利用拡大策についてであります。御承知のとおり、宝寿荘の大規模改修も1月いっぱい完成し、2月より開館しているところであります。

そこで、御指摘の利用拡大につきましては、これまで志雄庁舎と宝寿荘の間を送迎しておりましたマイクロバスを、新年度より特に志雄地区山間部の方々も利用しやすいよう巡回し、これにより、町内一円の老人の方々が身近に利用できる施設となり、これが利用の拡大につながるものと考えております。

次に、おたっしゃ教室についての御質問であります。この教室は、介護保険事業の介護予防一般高齢者施策事業で、国の補助により実施しております。

対象者は65歳以上の一般高齢者の方々に、運動やレクリエーション等のプログラムに沿って訓練を行いまして、要介護状態になることを防ぎ、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであります。

また、おたっしゃ教室を新年度より宝寿荘に移動し、どのような形で実施するかとの御質問であります。現在実施しているおたっしゃ教室は、だれでも自由に参加できる教室であります。

そこで、新年度からは会場を高齢者が集う宝寿荘に移動し、その体制づくりをしたいと考えております。

また、宝寿荘で現在行っている各種教室にも参加することによりまして、他の高齢者との交流やふれあいも深められるものと考えております。

特に、宝寿荘には軽運動室、すぐそばにはトイレや和室の休憩室もあります。より一層

充実した活動ができるものと期待しておるところでございます。

議長（金田之治君） 2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 1点だけお尋ねいたします。

宝寿荘のおたっしゃ教室の足の確保は、どのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。1点お願いいたします。

議長（金田之治君） 健康福祉課長 源 大恵君。

〔健康福祉課長 源 大恵君 登壇〕

健康福祉課長（源 大恵君） おたっしゃ教室の足の確保ということでございますけれども、今町長が答弁したところでございますが、志雄庁舎と宝寿荘をつないでいるバスを旧志雄町地内の山間部を中心に巡回するというので、そのときにおたっしゃ教室に参加される老人の方々に乗っていただくというふうに考えております。

議長（金田之治君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下5項目について一般質問いたします。

第1点目は、町の財政状況と行財政改革、それと町民の暮らしや福祉をどう両立させるかという問題であります。

津田町長が町長になられてから行った各集落懇談会の後に、町民からは、私のところに、「宝達志水町の財政状況は、日本の市町村の中で下から数えて21番だ」とか、「24番の悪さだ」、「北海道の夕張のようになったら大変だ」、こういう声が非常に多く聞こえてきます。

町民からこのような声を聞く限りでは、恐らく懇談会では、町民に正確な町の財政状況と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の丁寧な説明がされたのかどうかという疑問を持たざるを得ません。しかし、この丁寧でない懇談会の結果は何をもたらしているのでしょうか。

行政と議会がそれいけどんどんと、当時の自民党・公明党政府の言うがままに無駄な公共事業を行い、それに加えて無駄な土地の取得を行い、あげくの果ては、自分たちが信じてきたその自民党と公明党の政府に財政で裏切られたことを非常に高い棚の上に押し上げて、町民に理不尽な、必要以上の我慢を押しつける平成22年度予算案を計上できたという

ことではないでしょうか。

平成22年度は、町民にこれまでの負担に加えて一般会計だけでも、町長が言われるには、約1億4,000万円の負担を押しつける予算案であります。平均すれば、町民1人当たり1万円の負担増ですが、地方自治体の予算は、高齢者の方々や子供たちの予算が多くを占めますから、高齢者の方々と未成年の子供を持つ両親にそれ以上の負担を押しつけることとなります。

一方で、平成22年度一般会計予算案は3億円の基金を積むこと、貯金をすることが計画されています。つまり、財政が大変だ、大変だと言って、高齢者の方々や子供を持つ親を苦しめて町が貯金をしようという予算になっているのであります。

さて、この問題に関して幾つかの質問をします。

第1点目は、財政が下から21番だとか、24番だとかいう言葉がひとり歩きしていますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれか1つ以上が一定数を超えると、財政再生団体に指定されますが、我が町のそれぞれの全国順位は下から数えて何番なのか答えていただきたい。

第2点目は、宝達志水町民に1億4,000万円もの新たな負担増を行う行財政改革推進をするときに、今の民主党の原口総務大臣が、ことし1月28日の参議院総務委員会で、「住民参加と納得と合意がキーワード」、このように答弁しています。当たり前の答弁ですが、御存じかどうかお聞きします。

わざわざこのような国会での答弁がなくても、独裁体制でなければ住民の参加、納得、合意は民主主義の前提です。今回、平成22年度予算案に計上された町の財政健全化策の納得と合意をどう形成してきたのか、その過程をお聞きします。

第3点目は、具体的に当初予算についてお聞きしますが、納税組合奨励金の歳出カット、これはどんなメリット・デメリット、弊害をもたらすと判断されたのかお聞きします。

4点目は、町民生活全般にわたるこれだけの予算の削減ですから、町民生活を守るために、石川県に対して町長ができることがあると思います。

例えば、子供たちの医療費が外来にかかる小学校まで当町では無料だといっても、一たん病院窓口で医療費を支払い、領収書を持って役場に来て手続をして、1カ月後か2カ月後に支払った医療費が銀行口座に振り込まれる、こういう面倒くさいことをやらされているのは、石川県の行政が、こういう面倒なことをやらせなかった自治体に罰金を出させようというような条例の規則をつくっていることは周知の事実であります。このために、

子供が受診することを我慢している事実があるのを御存じですか。

あとでお金を返すのなら、本当に子供たちのためと思うのなら、病院の窓口でお金を払う必要のない制度にしたらいいではありませんか。町長はこういうことをやっていけますか。県に厳しく、機会あるごとに進言できますか。お答えください。

第5点目は、町民の暮らしが大変なときに、3億円の貯金をためようとするのではなく、町民の苦しみを緩和させるために予算を使おうという提案であります。そのために、3億円もの基金積み立ては断念すること。提案するものですが、いかがでしょう。

第6点目は、行財政改革と町民の暮らしを守るということ。どう両立させていくおつもりなのかお聞きするものであります。

次に、感染性産業廃棄物処理施設についてお聞きします。

今から17年前の平成5年4月に、石川県の許可を受けて麦生地内で操業を始めた感染性産業廃棄物処理業者であるクリーンメディカルが、一昨年、平成20年2月に5年間の操業取り消し処分を受けました。石川県は、地域住民に対してはひどい業者に許可を出し、地域住民に迷惑をかけたというおわびを、業者ともども一言も地域住民には言ってきていませんが、この業者の操業取り消しの理由は何かをお聞きします。

私は、この産業廃棄物処理施設ができて間もない当時から、地域住民の「黒い煙が出ている」、「ひどいにおいがして晩御飯が食べられなくなった」、「一晩じゅう操業している」、「体にできものができた」という声を聞きつけ、周辺住民に実態調査を行い、その結果を、当時は押水町議会でありましたが、押水町議会で紹介し、町に対して違法操業をやめさせるよう県に働きかけることを言い続けてきました。周辺住民の方々がどれだけ行政に足を運び、ひどい実態を訴え続けてきたことか。

一昨年、操業開始15年目にして、石川県がやっと重い腰を上げて違法操業を摘発しました。余りにも遅い摘発であります。産業廃棄物処理施設の許認可と営業と指導にかかわることは石川県の事務ですが、一たん産業廃棄物処理施設を地域につくらせてしまったら、石川県は業者を指導する責任がありながら、被災住民には何の力にもなってくれない、長い間の理不尽な我慢をし続けないと重い腰を上げてくれない、これは被害を長い間受け続けてきた地域住民の思いであります。町は、操業から営業取り消しになるまで何回の立入検査をされましたか。石川県は何回したのでしょうか。お答えください。

やっと5年間ですが、営業取り消し処分になってくれたというのが多くの地域住民の思いです。ところが、営業取り消し処分から2年もたたないことし1月5日に、県はクリー

ンメディカルが操業していた場所で、クリーンメディカルが営業権を譲った業者が感染性産業廃棄物処理施設の操業をしてもよいという許可を出したのであります。

周辺住民にとっては寝耳に水の出来事、どれだけ苦しめれば気が済むのかという思いだったということでもあります。しかも、その新しい業者が県の許可をとるために、宝達志水町の町会議員もかかわっていたということを知りました。町の担当課は県の許可のことを知っていましたか。町はこのことを歓迎しているのですか。町はこのことを御存じかどうかについてもお聞きいたします。

クリーンメディカルから営業権を譲ってもらった業者が今、宝達地区の上野から宝達山を数百メートル上がったところに産業廃棄物処理施設を建設しようとしていることがわかりました。宝達地区や山崎地区など区長さん方のお宅に、先ほど言った町会議員と一緒に、産廃施設の建設と操業の同意書に判こをもらうために訪問していることを聞きました。

不思議なのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、100キログラム以下の感染性廃棄物を処理するための施設建設と操業許可は、土地の所有者とその土地の周りの所有者の同意だけで可能なのに、数百メートルという範囲の地域の区長さんの同意書をもらおうとしていることです。これは明らかに100キログラムという処理範囲を超えて、もっと大きな感染性産業廃棄物処理施設をつくらうとしているのではないのでしょうか。石川県はこのことを知っているのでしょうか。町はこのことを知っていますか。

長い間、違法操業によるおいと煙で苦しめられ、それに加えて県の事務のひどさに愕然としながら、それでも生活を守るために闘い続けてきた地域住民のことを思えば、5年間の操業取り消しを2年間で済ませてしまうような、こんな無情なことができる県の指導要綱は見直すべきだと思います。住民は納得できません。そして、それに手をかした者を住民は許さないでしょう。

また、クリーンメディカルとは業者は違うのですが、県の行政とクリーンメディカルによって、感染性産業廃棄物処理施設への信頼を失っている地域住民のために、クリーンメディカル跡地では操業をやめてもらうこと。麦生では操業をやめてもらうこと。

そして、宝達山のふもとにつくる予定の大きな産業廃棄物処理施設の下には、山崎地区や河原地区などの田んぼの堤があります。地下水を飲料水として利用している方もたくさんおられます。何か事故が起これば、広範囲で被害が想定されます。そのため、町が建設や操業の許可を出さないことを町長に求めたい。いかがでしょう。

次に、在宅での介護問題についてお聞きします。

昨日の朝のテレビ番組の中で、介護の問題を扱ったものがありました。寝たきりの夫を介護している妻の話が出ていました。介護に疲れ、夫の首に手が行っていたという話でありました。非常に驚くべきことではありますが、実はこれはどこにでもあることなのであります。

昨年11月20日の北陸中日新聞が、2008年から2009年における介護殺人、介護心中の事例の91例を掲載していました。事件を起こしたきっかけだけを見れば、なぜそんなことでとも思われがちです。しかし、事件は、肉親の介護を背負った家族が疲れ果てた末に起こしているケースがほとんどであると紹介されていました。

加害者となった介護者のうち、4割が執行猶予判決を受けているそうであります。しかも、検察官が被告に有利な事実を明らかにするという、本来、法廷ではまずあり得ないことが起こっています。また、別の事件では、検察官が、事件の背景に重過ぎた介護費用の負担があったと指摘したほどであります。加えて、ある事件の裁判長は、介護殺人の事件の背景には、介護保険や生活保護行政のあり方が問われている、こう言って制度の問題に言及しています。

これは、国の制度の上乗せなしに在宅介護を行政が家族に任せたままになっていけば、日本じゅう介護殺人や介護心中がどこでも起きるということを、少なくとも司法にかかわる方々が指摘しているということが重大だと思えます。宝達志水町の行政はこのことをどのようにお思いですか。

健康福祉課長にお聞きします。国の制度の枠内では、悲しい事件が起きるということを司法の世界から指摘されていますが、宝達志水町では国の制度を超えた在宅介護の施策が行われていますか。特に寝たきりの家族を自宅で介護している方の問題についてお聞きしたい。

寝たきりの家族の方を在宅で介護している方は、宝達志水町にもたくさんおられます。介護者お一人お一人にそれぞれの悩みや思いは違うと思えます。しかし、少なくとも、先ほど紹介した検察官が指摘しているような、介護殺人の事件の背景に介護費用の負担があったという事態は、宝達志水町ではなくそうではありませんか。その思いは町長にありますか。

そして、そのために、在宅で家族を介護している介護者には、せめて以前支給していた介護慰労金を受け取っていただくようではありませんか。また、介護保険の利用料金の減額

免除制度をつくるなど、町からの直接援助を行おうではありませんか。いかがでしょうか。

次に、同じ介護問題であります。介護認定基準が変更されて、全国でも県内でも介護保険が利用できなくなったという事例が多く出されています。特に要介護から要支援と軽くみなされてしまった方と家族は大変であります。

それでお聞きしますが、要介護の方がこれまでちどり園で介護保険の入浴サービスを受けて、志雄病院で介護保険の機能回復のサービスを受けています。この方が新しい介護認定基準のせいで、要介護であったのが要支援になりました。この方はこれまでと同じサービスを受けることはできますか。お聞きします。

介護予防小規模多機能型居宅介護施設、長いんですが、昔は宅老所と言われていたところあります。この施設の住民ニーズはありませんか。施設の建設が求められていますが、町長にお聞きするものであります。

次に、改正予定の宝達志水町押水農村環境改善センター条例案についてお聞きするものです。

農村環境改善センターネクサスの展示室が芸術作品を創作する素人の方々、プロの方々から作品展示の場として見直されています。そのネクサスが商工会に管理委託され、悪いことではありませんが、これまでどおり展示室が無料で作品の展示ができなくなるのではないかと心配された芸術家の方々の初め、この方々が呼びかけ人になって、これまで気軽に借りることができたネクサスの展示室をこれまでどおり使わせてほしいという署名が行われたそうであります。町長に提出されたと聞きました。それはいつごろ提出されたのか、町民のどれだけの方々が賛同署名をされたのか、産業振興課長にお聞きします。

次に、宝達志水町商工会が合併し、合併事務所をネクサスに設ける計画を立て、県の商工会連合会などに補助金の申請をしたのはいつなのかお聞きします。

次に、ネクサスすべてを商工会に無償貸与、管理委託させないで、多目的ホールはそれから外した意図は何かお聞きするものです。

展示室は、その名のとおり、町民の芸術作品を展示する場となったときに一番の機能を発揮することができます。芸術に携わる町民の方々が、ネクサスの展示室のこれまでどおりの使用を求めています。商工会も会議の場としての展示室の必要性を述べています。町民のうちどちらかが無料で使うことができ、どちらかが有料でないと使えないというのは、差別の問題として放置できない問題であります。行政が差別をつくり出すことはあってはならないことです。それを解決するには、どちらも無料で使うことができるようにす

ること。つまり、町民の要望の強い展示室は、多目的ホールのように、指定管理に適さないということではないでしょうか。町長のお考えをお聞きします。

最後に、水道料金の改定についてお聞きします。

合併以来の懸念である水道料金の統一が今回提案されています。今回の改定は、20ミリ口径で10立米2,100円の家庭用の旧押水町に合わせたのか、1,837円の旧志雄町に合わせたのかお答えください。

また、旧志雄地域の一般家庭の方々にとっては、恐らく基本料金の引き上げになりますが、たくさんの水量を使う旧志雄地域の企業の方々にとっては、今回は料金の引き下げになりました。これは意図があるのかどうかお聞きします。

出された資料を見ますと、旧押水地区の料金表を旧志雄地区の料金表に合わせると、つまり口径20ミリまでの管で給水すると、2,100円の基本料金を1,837円にすると1年間で470万円ぐらいの事業赤字が出るが、反対にすると1,000万円を超える、恐らくこれが予定されていると思いますが、反対にすると1,000万円を超える営業黒字が出るとの資料が議会に提出されたと認識していますが、これに間違いはありませんか。

これまで水道料金が県内で他市町より高額になっている原因は、国から水道事業のためのお金が交付税として一般会計に入ってきたのに、企業会計である水道事業会計に繰り入れないため起こったのではないのでしょうか。その合計金額は幾らになるでしょう。

この問題の最後になりますが、合併したために旧志雄地域の水道料金を値上げすることを、旧志雄地域選出の議員の方々にも、町長は黙って賛成しろと同意を求めるおつもりですか。

旧志雄地域では、山間部で水道を引くために、つい数年前には一家庭100万円の分担金という寄附まで行ったということをお聞きしましたが御存じですか。もしそういう歴史も知らないで、お金がないからという偽りで町民要求を黙らせるという乱暴なことはやるべきでない。町長に進言するものであります。今こそ旧志雄地域の料金体系に統一するために、これまで国から出てきていた水道事業のためのお金を水道事業会計に一部返すつもりはありませんか。

以上です。

議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

最初に、行財政改革推進における住民の納得と合意についてであります。本年1月28日の参議院総務委員会におきまして、全国自治体の財政が悪化しているとの問題が取り上げられた際に、原口総務大臣が、行財政改革の推進には住民の「参加と納得と合意がキーワードになる」という答弁をされたことは承知いたしております。

その発言の意味でございますけれども、行財政改革を推進する際の注意点として、町民とのコンセンサスの重要性について話しされたものと理解しております。

それでは、本町において住民の納得と合意をどのように形成してきたかにつきましては、行財政改革を推進していく上で、行政と住民が相互理解を深め、住民参加の町政を目指すことが重要であることから、昨年7月から8月にかけて、町内12地区において町政懇談会を開催しまして、町民の皆様の御意見をお聞きしたところであります。

また、区長会を初めとする各種団体等に対しましても、機会あるごとに説明をさせていただきました。また、その際、御意見も伺っております。

これらの機会を通じまして、本町の厳しい財政状況を十分に説明させていただき、さらに財政健全化方策を行財政改革審議会に諮問し、答申を経て、これをもって平成22年度予算案に反映させたところでございます。

このような経過の中で、今後は、住民の皆様に直結するような事務事業につきましては、できるだけ多くの機会を設けて情報公開を行い、さらなる納得と合意形成に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、納税組合の奨励金についてであります。昨年12月に答申のありました町行財政改革審議会の御意見を尊重し、このたびの財政健全化方策の一環として見直しを行うものであります。

個人情報保護制度の厳格な運用が求められているために、納税通知書等の配布は、納税者お一人お一人に町が直接郵送することや、金融サービスの多様化に対応した口座振替制度の周知と普及促進に一層努めてまいりたいということを考えているわけでございます。これによりまして弊害は生じないものというふうに判断いたしております。

次に、町民の生活を守るため、石川県への働きかけが必要ではないかとのことですが、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っております。

したがって、本町が今後も地域主権の役割を果たし、自律性を高めていくことが最も大切であります。その中で必要と判断されることにつきましては、石川県への働きか

けも必要であると認識いたしております。

次に、行財政改革と町民の暮らしの両立についてであります。これは双方のバランスの問題でもあります。さまざまな議論があろうかと思えます。しかしながら、この両立なくして行財政改革を達成することが不可能であることも事実であります。双方のバランスにきめ細かく配慮し、両立できるよう対応してまいりたいと考えております。

財政健全化方策を実施することが、住民サービスの低下と町民の皆様から批判があるかもしれませんが、基金に頼らず、投資的経費を抑制し、地方債残高を減らすという基本理念からもぶれることなく、財政再建を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、産業廃棄物処理施設についての御質問であります。現時点においては事業計画の段階であると聞いております。この計画が、本町にとってかけがえのない観光資源の一つである宝達山のふもとに計画されていると伺っておりますので、その地域に生活される住民の方々が安全で安心して生活できるためにも、県の指導のもとでの計画を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、在宅での介護問題で、介護慰労金制度の復活についてであります。

これは、本町では、介護の労苦にこたえるために、紙おむつ助成、家族介護教室などの家族介護支援特別事業、またホームヘルパー派遣事業、外出支援サービス事業などの福祉サービスにより、寝たきりの高齢者を介護している家族に対して支援しているところであります。これは、家族介護慰労金として支給するものではなく、現行の福祉サービスのさらなる充実により支援することを考えておりますので、御理解願いたいと思えます。

また、介護保険の利用料の減額免除制度につきましては、平成21年4月に制定いたしておりますので御了承願います。

次に、介護予防小規模多機能型居宅介護施設について、町が指定する業者を探すか、施設の建設が必要であるとのことではありますが、平成21年度から平成23年度までの介護サービスや介護予防サービスの必要量を見込み、第4期介護保険事業計画を策定し、介護保険料を算出したものであります。

第4期介護保険事業計画では、介護予防小規模多機能型居宅介護施設の想定はされていないことから、施設の新設を許可した場合、介護保険料の見直しを含め、全体計画の見直しが必要となります。

そこで、利用の要望が1件あったと聞いておりますが、平成23年度には、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険事業計画の策定を行う計画ではありますが、この利用者にと

って適切なサービスを受けることができるよう、施設サービスの見込み量も含め現行の計画を見直し、介護保険事業計画策定委員会に諮った上で、新たな計画を策定したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、計画で小規模多機能型居宅介護施設が必要となれば、公募となりますので御了承願います。

次に、押水農村環境改善センターでの芸術作品展示のための展示室の利用要望についてであります。当センターは、町商工会の統合事務所として、多目的ホールを除き、この展示室も貸し付ける予定であります。これは、過去に展示室の一般町民による利用がほとんどなかったためであり、町商工会からの要望に応じたものであります。

なお、今後のネクサスの管理につきましては、多目的ホール及び周辺施設も含め、すべてに指定管理者制度の導入を図っていきたいと考えております。

次に、水道料金統一に伴って発生した場合の赤字額に対する繰出金につきましては、水道事業には、受益者負担の原則、独立採算制の原則があります。

こうしたことから、水道料金の赤字を一般会計で負担することは、サービスの提供を受けていない住民に対しても負担を強いることになり、公平の原則に反することとなります。法律上、このような損失補てんを一般会計から企業会計に対して行うことができないものと考えております。

なお、細部につきましては、所管課長から御説明させますので、御了承願います。

議長（金田之治君） 財政課長 松田正晴君。

〔財政課長 松田正晴君 登壇〕

財政課長（松田正晴君） 12番 小島議員の御質問にお答えします。

平成19年6月に地方公共団体の財政健全化に関する法律が制定されました。そこで4つの財政指標を公表することが義務づけられております。

本町の平成20年度の財政指標のうち、実質公債費比率は20.2%でございます。全国の自治体数1,798あるかと承知しておりますが、20.2%は全国下位から数えて196番目でございます。また、将来負担比率は281.5%で全国下位から数えて21番目でございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、本町の場合、実質収支が黒字でございますので、比率にはあわれませませんので御了承願いたいと思います。

次に、財政調整基金の積み立てと合併振興基金の積み立てのどちらかをしなければ、行革による町民への負担転嫁をしなくてもいいのではないかと、こういった御質問ござい

ますが、基金の積み立てをせず、何ら改革にも取り組まず、町民負担を現状のままにして財政運営を進めることは不可能であると考えておりますし、単なる問題の先送りであるというふうに理解しております。

特に基金の積み立てにつきましては、財政健全化方策の基本理念の中で、将来にわたり財政運営を継続でき得る適正規模の基金造成を行うということを明記しております。

毎年度、自転車操業のような財政運営を強いられることは、結果的に町民の福祉の向上につながらないというふうに考えております。しかも、合併10年後以降は、地方交付税が大幅に減少されると考えた場合、それまでに強固な本町の財政基盤を構築しておく必要がございます。

次世代を担う子供たちのため、また、誕生したばかりの宝達志水町のためにも、しっかりとした財政基盤の再構築に全力で取り組みたいと考えております。

以上でございます。

議長（金田之治君） 環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

環境安全課長（高松守成君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

有限会社クリーンメディカルが許可取り消しに至った理由につきましては、同社が廃棄物処理法に違反し、排出事業者である病院などの承諾をとることなく、県外の処理業者に再委託していたことが平成20年1月に判明したため、県は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消したと県のほうから連絡を受けております。

地域住民の方から寄せられた苦情につきましては、その都度、内容を県へ報告するとともに、立入検査を行っております。

なお、最終は平成19年12月20日であり、同社に対して直接、地域住民の方から寄せられている苦情を伝え、適正な処分に努めるよう要請しております。

なお、県が実施した立入検査につきましては、能登中部機動班が配置された平成14年4月以降、13回の施設の監視を行っており、その他燃えがらの検体採取も行っています。

許可取り消し以前の最終立ち入り日は、平成20年2月4日と聞いております。

また、今回同様な施設が操業する件につきましては、クリーンメディカルとは全く別の業者が特別管理産業廃棄物処分業の許可を県に求めたもので、許可基準に適合したため、本年1月5日付で許可をした旨、県のほうから連絡を受けております。

この新たな事業者が処分施設として建設を予定している場所につきましては、宝達山頂

へ登る道中と聞いております。

施設の操業開始に対する同意書の件につきましては、新たな施設建設予定地周辺の区長さんからの連絡にて初めて知ったことでありまして、現時点では操業を予定する業者名のみ認識をしているところであります。

以上であります。

議長（金田之治君） 健康福祉課長 源 大恵君。

〔健康福祉課長 源 大恵君 登壇〕

健康福祉課長（源 大恵君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の昨年11月20日に掲載されておりました記事につきましては、第一面に「介護の心労 やまぬ悲劇」、また、加害者の4分の3が男性という文面は見ております。特に、御質問の2008年から2009年の介護殺人と心中事例につきましては、議員御指摘のとおり、91件が掲載されておりました。そのうちの殺人が53件、それから心中が22件、傷害致死等が16件という痛ましい事例が載っておったところでございます。

また、裁判長が「介護保険や生活保護行政のあり方も問われている」という記事につきましては、これは同日付の新聞だったかと思いますが、2006年2月に京都市で発生した事件でございます。これにつきましては、やはり認知症の母親とともに息子が無理心中を図ったという事件でございました。

これらの記事を見ますと、言葉では言いあらわすことのできない、心に大きな痛みを感じるものであります。本町では、幸いにしてこのような事例による事件は起きておりませんが、いつどのような形で起こるかわかりません。

そこで、町が単独事業として、各地域におけるいろいろな問題や困り事を含めた形で、介護、それから独居老人や老人世帯等、福祉全般を含めまして、その見守りと対策を講じていくことを目的とし、昨年、社会福祉協議会、それから各地区の民生児童委員さんと一緒にそれぞれの地区を巡回し、区長さんを交えながら地区の現状を聞き、意見交換をするなど、その対策と迅速な連絡について確認をし合ったところでございます。

担当課といたしましては、地域包括支援センターを中心にしまして、その問題に対応するとともに、福祉のいろいろな制度をフルに活用できるよう、横の連絡を密にとりながら日々努めているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

次に、介護認定により、要介護から要支援に変更となった場合に、入浴サービスと機能回復サービスを受けていた方は、同じサービスを受け続けることができるかということで

ございますけれども、要支援のほうは国の指針で、基本的にはいずれか一方が選択されることとなります。両方が同時に提供されることは想定していないとされているところがございますので、同じサービスを受けることができないものと理解しております。

なお、平成21年4月の認定基準の変更によりまして、介護度が低くなった方につきましては、平成21年10月から介護認定方法の見直しが行われております。そういうことで、変更申請ができますので御理解を賜りたいと思います。

次に、介護予防小規模多機能型居宅介護施設の住民ニーズのことについてでありますけれども、昨年度は地域包括支援センターのほうに、羽咋市にある施設を利用できないかということでの相談が1件あったところがございます。これにつきましては、羽咋市のほうでは、市の在住者ではないということで断られております。そういうことで、この方につきましては、町内のグループホームに現在入所されているというところがございます。

以上でございます。

議長（金田之治君） 産業振興課長 太田永作君。

〔産業振興課長 太田永作君 登壇〕

産業振興課長（太田永作君） 小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、商工会が県からの補助金を申請したのはいつか、また、町が事務所を提供しようとしているのはいつかというお尋ねでございますが、商工会が石川県商工会連合会へ補助金の申請をされたのは、平成21年1月13日で、町が事務所を提供しようとしているのは平成22年4月1日でございます。

なお、参考までに、商工会合併協議会から平成20年12月5日付でネクサス借用要望書が町に提出されております。

次に、署名の提出日とその人数でございますが、提出日は平成21年10月5日で、署名人数は代表者5名を含め116名です。そのうち、町民の方につきましては93名でございます。

次に、多目的ホールの無償貸し付けはなぜしないのか、また、しないでほしいという署名でもあったのかというお尋ねでございますが、商工会から提出されましたネクサスの利用計画には、多目的ホールを除いた計画になっていたため、多目的ホールにつきましては、無償貸し付けといたしませんでした。

以上が、私への質問の答弁とさせていただきます。

議長（金田之治君） 地域整備課長 高下良博君。

〔地域整備課長 高下良博君 登壇〕

地域整備課長（高下良博君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

料金統一の方法につきましては、押水地区の基本料金を基本といたしまして、押水地区の種別ごとに設定されておりました基本料金を撤廃することと、志雄地区で設定されていた口径別の料金体系を撤廃することによりまして、全体のバランスを考えた上、基本料金を見直すものでございます。

今回の料金改定は、同一市町に同一料金しか認められないこととして、水道法で定められておりますことから、料金の統一を行うものであります。結果的に水量を多く使用されていた一部の中小企業におきましては、値下げとなる場合もございます。

おいしい水を安全・安心に利用者の皆様方にお届けするために、水道事業の健全化が急務であり、今回の料金統一はその第一歩となります。

次に、押水地区の料金表を志雄地区の料金表に合わせる。また、その逆についての料金表につきましては、今回の料金改定のための算定資料でございまして、その資料の解釈といたしましては、水道料金収入が現状から見てそれぞれ1,000万円ふえるか、または470万円程度減るかの説明でございます。

また、一般会計からの繰出金でございますが、今年度は他会計補助金として企業債の利子補給分と消火栓維持管理費用合わせて1,044万4,000円の繰り入れとなっております。これからも繰出金のルール分に沿った繰出金を収入として計上してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（金田之治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 再質問いたします。

財政問題ですが、財政指標が事実上、破綻を意味する財政再生団体が、平成20年度に全国で3つぐらいになったと思います。そして、緊急に対策を立てなければ、近く財政破綻するという警告を受けた自治体、これは早期健全化団体といますが、総務省のものを調べてみましたら、これには大体40ぐらいの自治体があったと思うんです。

なぜ宝達志水町が下から21番目なのかというのは、先ほど言われた財政課長の話で理解できましたが、正しくこれを全部、財政再生団体がどれだけあって、健全化団体がどれだけあったか、ここまで含めて一緒に説明すべきです。余りにも21番、24番というのが言葉だけ先走っています。全然ない、不安だ、不安だというふうになっておりますので、これは

ぜひ説明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、次の納税組合奨励金ですけれども、納税組合奨励金が地域のどのようなことに使われているかというのは御存じでしょうか。本来なら町が負担しなければならない該当のお金を半分出したり、地域のつながりを深める取り組みなどに使われているんです。

それに加えて、町長にぜひ知っていただきたいのは、宝達志水町民の納税率の高さなんです。税金の滞納が多い、多いと言いますけれども、私ちょっとここに資料を持ってきました。税金の資料を持ってきましたけれども、県が出してくれたやつです。

例えば、国民健康保険税を見てもみると、宝達志水町は医療費、療養諸費、これは先ほど言われたように、県内で一番高いんです、1人当たり。そして、比べるところは津幡町にします。津幡町はどれだけかということ、一番低いんです。宝達志水町が医療費が一番高く、津幡町が一番低い。ここをちょっと比べてみてほしい。

実は、国民健康保険税の金額が1人当たり幾らかということのを計算したんです。県が資料を出しています。そうしましたら、宝達志水町はどれだけかといいましたら、19自治体ありますけれども、10位なんです、保険税。津幡町はどれだけかといいましたら、上から数えて5番目に高い。一番安い医療費の津幡町が、1人当たりの国民健康保険税が県内で5番目に高い。宝達志水町が一番高い医療費を使いながら、保険料はちょうど真ん中です。これ何でか御存じですか、町長。実はここに納税報奨金というのが入ってくるんです。

実は、いろいろ調べていくと、納税組合の奨励金で町内会とか区の結びつきのための取り組みが行われていますよね。それによって区の団結が得られているんです。そういう取り組みを行っている区長さんとか、協議員の方々の苦勞というのは大変なものがありますよ。しかし、そのことが宝達志水町では、組合をつくって納税してもらうことを成功に導いているんです。県内で一番高い納税率ですよ。

宝達志水町においては、納税組合奨励金というのは、ただのお金じゃないんです。遊び金じゃないんです。町民の結びつき、区の結びつき、区民の結びつきを深めて納税を促進するという、行政が願ってもやまないはずのことが、わずか年間1,000万円とか2,000万円できているんですよ。これが削られたら、取り返しのつかない事態が生じるのではないかなという不安を持っているんです。

予算がないと言え、何でも削っていいものじゃない。私、削るときには、その施策の歴史とか意義、これをぜひ理解していただきたい。それが町民の中でどう生かされているかというのを理解していただきたい。だから、総務大臣が住民の納得、合意ということを

国会で言われたというのを先ほど言いましたけれども、実はこういうことを言っていると思うんです。取り返しのつかない事態が起こった場合、どうするのか。羽咋ではありましたよね、また戻しましたよね。そういう不安はありませんか。そして、どうするのかということをお答えください。

次に、先ほど町長に、県にいろいろやってほしいということを行いました。まだいろいろありますよね、県ができることというのは。町民に負担を押しつけるというのは、町民に生活を変えさせるということを強制していることなんです。削られた福祉をほかで補わなきゃいけない、自費でやらなきゃいけない、そういうことなんです。

削られた福祉サービスを継続するために、自分でお金を出せるよう生活を変えてやりくりしろ、捻出しろ、これが行財政改革じゃないですか。町民には生活を変えろと言っておいて、町長、あなたがもしも何も変わらずに、県に対して何も変わらずにこれまでどおり過ごしたら、この行財政改革は成功しないでしょう。

県内でも、金沢市とか松任市などの市長さんたちが県に、子供の医療費窓口負担を無料にしろ、こういうことを言うてるんです。ぜひ声を上げていただきたい。これができるのかどうか。そのときそのとき、必要な判断をしていくと言いましたけれども、そうじゃなくて、もうぜひ言っていただきたい。そのことをお願いしたいと思います。

それと、産業廃棄物に関してですが、県から聞いて知られたということにびっくりしました。

介護問題の再質問ですけれども、先ほど町長は、宝達志水町の定例会の提案理由説明書の中で、健全財政を果たすためには、基金に頼らず、投資的経費を抑制し、地方債残高を減らすとこう書かれているんですけれども、何億円もため込みながら、今回も合併のやつで2億円ため込む。1億円は財調でしょう。減債基金で蓄えたらいいじゃないですか、このとおりでしたら。減債基金、今返すのが有利になっていますから、繰上償還もできるところがあるはずですよ。そこにやるべきやと思います。変なため込みをして数字だけよくする、これは問題あると思います。

それと、そういう3億円の基金を蓄えるというのは、先ほど紹介した寝たきりの家族を介護している方々、こういうぎりぎりのところで頑張っている町民をそのままにしておくということなんです。ぜひこの介護の問題、そういう悲惨な事件が起きないように、もっともっと頑張っていたきたいし、そういう予算づけもしてほしい。そこにぜひ答弁いただきたいと思います。

それと、小規模多機能型居宅介護施設ですけれども、介護保険事業計画を準備しています。これは今度の介護保険事業計画、3年ごとにされますけれども、それは今紹介した施設、これもそのときに考慮するという事なのかどうか。これをお聞きしたいと思います。

そして、ネクサスの問題に関しては、先ほど言いましたことに答弁されていないんですけれども、芸術に携わる町民の方々がネクサスの展示室をこれまでどおり認めてほしい、これまでなかったけれども、これからはどんどん使いたい、そうおっしゃっています。商工会もこれまで使っていなかったけれども、これから使おうとする。会議室に欲しいと言っている。大事な要望だと思います、どちらも。

でも、一方は無料でできる、一方は大きなお金を出さなければいけないと言われている。これは差別だと思います。ぜひ町民全体が安心してこの展示室を、芸術を展示するところをそのままにしておいてくれる、無料でできる。ましてやアステラスも職員の方がたくさん行かれるんでしょう。文化協会のある方に聞きますと、芸術発表する部屋自体が少なくなってきた、こんな話も伺っています。そんなときに、この展示室をなくするという事は大問題だと思います。商工会に完全にやるときまでには時間ありますけれども、ぜひそこを考えていただきたいと思います。

それと、水道の問題、最後になりますけれども、先ほど提案理由説明の中でも、町長は、地方公営企業としての独立採算制、こういうことを言われました。これは否定するものではなくて、法律ですから認めます。ただ、本来ならその企業会計があるために、国から来ている地方交付税をそこに渡さないのは勝手、でも、そこに一般会計から特別に繰り入れるのは無理、これじゃ町長、町民の理解が得られないんじゃないでしょうか。これまでもずっと入れてきてないわけでしょう、多くの金額。これをぜひ入れて、今回は470万円入れば事業赤字は出ない、こういうことなんです。これで志雄町の低い水道料金に合わせることができるし、町民も喜ぶのではないのでしょうか。

以上、再質問を終わります。

議長（金田之治君） 財政課長 松田正晴君。

〔財政課長 松田正晴君 登壇〕

財政課長（松田正晴君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

健全化判断比率に関連しまして、早期健全化団体の全国的な数値も含めて説明すればという御指摘でございますが、本町は4指標の健全化判断比率は、4指標とも財政健全化団体の基準になっておりません。そういうことでございまして、しかもその将来負担比率に

ついても財政再生基準以上と、そういうような数字にもまたなっておりません。ですから、私どもは、この財政の早期健全化判断比率の段階においても、自助努力で財政の健全化が達成できるというふうに考えております。

今後、そういったことで全国的な財政健全化団体の数等も含めてまたお知らせしてまいりたいと思いますけれども、本町の状況は、まだそういった状況には至っていないということで答弁をさせていただきます。

以上でございます。

議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、基金の積み立てについてでございますけれども、これは近い将来におきまして、やはり中学校の問題、それから病院の問題等がありますので、近い将来の大型事業のために、できるだけ自主財源を確保したいということで一応積み立てをするものでございます。ですから、できるだけ財政再建に向けての出てきた財源を積んでまいりたいと、今後とも積んでまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一点の納税組合の奨励金でございますけれども、これはスタート当時は、ほとんど組合におかれましては、徴収しておったという実績があるわけなんですけど、最近ほとんどが口座振替になっておるということで、組合自体がそれほど労をしてはいないということでございます。

津幡町の例も申されましたけれども、町内の集落におきましては、奨励金をそのまま一定の事務費を控除したものを残して、比例配分で返還しておるという組合も多々ございますので、やはり税の公平性の原則、公平負担の原則ということから、奨励金がなくても、今後ともやはり口座振替の方向で納税していただきたいなというふうに考えております。

それで、1年間、実際に徴収しておられます組合については、22年度は一応奨励金を出すことにいたしておりますけれども、23年度からはそういう理由で一応廃止させていただきたいということで提案しているものでございますので、御了解を賜りたいと思っております。

議長（金田之治君） 健康福祉課長 源 大恵君。

〔健康福祉課長 源 大恵君 登壇〕

健康福祉課長（源 大恵君） 小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、介護保険の特会のほうへの一般会計からの繰り入れの関係でございますけれども、これにつきましては、ルール分としまして、かかる費用の12.5%が一般財源から繰り入れされるということがルールづけられております。そのほかに、町の単独事業は別としまして、その中で先ほども申し上げましたとおり、それ以外のいろいろな福祉施策がございます。これは地域包括支援センターを中心とした形で、いろいろ御相談をしながら進めていくと。そのためにも、先ほど申しましたとおり、もっと密接した形での、課の中の横の連絡をとりながらその事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、小規模多機能の施設でございますけれども、これにつきましては、一応形的には今3年に一回の介護保険制度の見直しを行っております。ということで、23年度がちょうど見直しの時期になります。それから、24年度から27年度までの間にやるわけでございますけれども、その中に小規模多機能型の居宅介護等々も考慮しながら、先ほど町長のほうから答弁ありましたとおり、進めてまいりたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（金田之治君） 産業振興課長 太田永作君。

〔産業振興課長 太田永作君 登壇〕

産業振興課長（太田永作君） 小島議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中にもありましたが、一番最初に合併協議会から提出されているのが20年12月5日付で借用の要望が出ております。21年7月16日にも再度、合併後に同じものが提出されております。そういう形で、正式な貸し付けにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、21年7月1日でございますが、もう先行してそういう形で借用願が出ておるといふことで、商工会については会議室等に利用するといふことで現在進められております。

ただ、この芸術家の団体の方々から、私のほうへ幾度かおいでました。どうしても無料にできないかといふことで、町としては商工会に貸すといふことがもう前提になっておるといふことで、商工会と十分協議をするようにといふことも伝えましたし、私の口から商工会へも、十分配慮してあげてくださいといふことも伝えております。

以上です。

議長（金田之治君） 地域整備課長 高下良博君。

〔地域整備課長 高下良博君 登壇〕

地域整備課長（高下良博君） 先ほどの小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁にもございましたとおり、水道事業におきましては受益者負担の原則、それから独立採算制の原則がございます。それらは公営企業法第17条に、それから水道法におきましては第21条がございます。そうしたことによりまして、赤字補てんといいますが、損失補てんを一般会計から繰り出すということはできませんので、御了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（金田之治君） 以上で通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

委員長報告

議長（金田之治君） 次に、日程第15 委員長報告を行います。

総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願書について、総務常任委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いします。

総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

平成21年第4回定例会において、当委員会に付託され、継続審査となっていました請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願書について、去る2月12日に総務常任委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

さきの定例会では結論に至らず、継続審査となっております請願について、核兵器のない世界への取り組みとして、本町議会においては非核平和宝達志水町を宣言する決議を採択している、新政権に対しては、これまで以上の取り組みを望むなど、活発に議論され、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

採 決

議長（金田之治君） これより採決に入ります。

請願第6号 「核兵器のない世界」に向けた政府の責任を果たすことを求める意見書の提出を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。請願第6号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立少数です。よって、請願第6号は不採択とすることに決定しました。

委員会付託

議長（金田之治君） お諮りします。議案第2号から議案第55号までの議案54件は、議案付託表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第2号から議案第55号までの議案54件は議案付託表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定しました。

休会の議決

議長（金田之治君） お諮りします。委員会審査のため、明2月23日から3月9日までの15日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明2月23日から3月9日までの15日間を休会とすることに決定しました。

散 会

議長（金田之治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は3月10日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時04分散会

平成22年 3月10日（水曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	9 番	北 本 俊 一
2 番	柴 田 捷	10 番	中 川 信 夫
3 番	津 田 勤	11 番	金 田 之 治
4 番	中 谷 浩 之	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治
8 番	守 田 幸 則		

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	山 本 実
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環 境 安 全 課 長	高 松 守 成
健 康 福 祉 課 長	源 大 恵
産 業 振 興 課 長	太 田 永 作
ふるさと振興室長	藤 井 能 富 夫
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博

学校教育課長	栗原政典
生涯学習課長	土上猛
会計課長	中村清康
志雄病院事務局長	鍛冶一良

議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第56号 宝達志水町立相見保育所改築工事(建築)請負契約の締結について
- 日程第2 議案第57号 宝達志水町立相見保育所改築工事(機械設備)請負契約の締結について
- 日程第3 議案第58号 宝達志水町立相見保育所改築工事(電気設備)請負契約の締結について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について
- 日程第6 議案に対する質疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

開 議

議長（金田之治君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、2月22日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告

議長（金田之治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について、特別委員長及び各常任委員長より報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

病院運営特別委員長（守田幸則君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月1日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、押水クリニック及び志雄病院における診療体制、そして医師、看護師などの確保対策など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、診療体制の見直しに当たっては町民ニーズを把握し、スタッフの確保などに今後とも努められたいとの意見が出されました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。病院運営特別委員長の報告といたします。

議長（金田之治君） 次に、産業建設常任委員長 柴田 捷君。

〔産業建設常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

産業建設常任委員長（柴田 捷君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月4日に産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席

を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、道路や上下水道などの整備事業や緊急雇用創出特別事業、そして水道料金の統一化などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案18件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、上下水道の環境整備については、一日も早く町内一律となるよう取り組まれない、各要望については緊急性の高いものから取り組まれない、受益者負担金の取り扱いについては、災害などには柔軟に対応されたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。産業建設常任委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る2月23日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、施設の統廃合や安全対策、文化財の整備や公開業務等に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案25件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、保育所の建設や修繕工事等に際しては、十分な安全対策をとって実施されたい、児童・生徒の通学路や施設等の安全確保に留意されたい、廃止施設については、周辺住民に迷惑がかからないよう管理されたい、財政状況を理由に福祉サービスの低下を来さないよう取り組まれないとの意見が出されました。

その後、岡部家保存整備事業の現地視察を行い、散会いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月8日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、町税の徴収や指定管理者制度の導入、そして集会施設などの整備における補助金など、厳しい財政状況下での多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案13件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、ケーブルテレビ事業の委託契約については、契約先も含めて考慮されたい、ケーブルテレビの加入促進を図られたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、総務常任委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

討 論

議長（金田之治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。反対討論はありますか。

9番 北本俊一君。

〔9番 北本俊一君 登壇〕

9番（北本俊一君） 私は、議案第17号、18号について反対討論するものであります。

押水庁舎は、ここにたくさん資料あるんですけども、昭和49年10月23日、押水町行政福祉総合センターとして開設されたわけでございます。これまで37年間、旧押水町の行政と福祉の拠点として、町のニーズのために頑張ってきた施設であります。その施設がこととして廃止になるわけでございます。非常に悲しい、寂しい思いであります。

いまだ廃止になることを知らない人たちが多くいることをわかっておられますか。その人たちのためにも、1年間は猶予期間を設けて、来年度、23年度から完全に廃止になりますということを周知すべきだと思っております。

耐震補強もなく、老朽化が著しく、給排水施設及び冷暖房施設の更新に多額の費用が見込まれるため、行財政改革の観点から見ても廃止になるのは仕方ないことかもしれませんが、私は、そういうお金だけで物事を決めるやり方は余り好きではありません。もう少し気配りのある、心のこもった、これから行財政改革を行っていただきたいと思っております。

押水庁舎を廃止するなら、もっと計画性を持って数年後に取り壊し、その跡地をどのように使うかが一番の問題であると思っておるわけであります。検討、計画案をお願いし、私の反対討論といたします。

議長（金田之治君） 賛成討論はありますか。

8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

8番（守田幸則君） 私は、議案第2号 平成22年度宝達志水町一般会計予算から議案第11号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算までの平成22年度予算に関する議案10件について、賛成の立場で討論をいたします。

津田町長にあっては、昨年4月の町長就任以来、「今改革のとき 町民とともに」のスローガンのもと、精力的に町政運営に取り組まれており、その真摯なるお姿に深く共感をいたしております。

そして、今定例会は、そんな津田町長にとって初めての通年度予算編成となることから、私はこのたびの予算審査に際しては、町長がどのような信念のもとでまちづくりに取り組むとしているのか、また、どのような改革に取り組むのかについて、1つには、第1次宝達志水町総合計画に合致しているのか。2つには、財政健全化に向けて、その方策、手段が町民によく見えるものとなっているのか。3つ目に、財源の大変厳しい中であって、町長として将来のまちづくりのためにどのような種まき、仕掛けがなされているのか。3点に絞って審査を行いました。

町長は、今定例会初日に述べられた提案理由の説明の中で、平成22年度予算を財政健全化の元年予算と位置づけ、財政健全化の方策を着実に実行すべく、公共施設の統廃合を初め、行財政改革のさらなる推進に取り組むと述べられましたが、私は、行財政改革のさらなる推進のためには、まず、本町の財政状況をよく見きわめた上で、今後の計画的な財政運営の指針となる中期事業計画を、町民参加のもとで早急に策定をする必要があるとも考えております。

そして、このような町民参加のしっかりとした計画のもとであれば、補助金などのゼロベースからの見直しや、各種料金などの適切なる改定といったさらなる行財政改革の推進もよりスムーズに行えると考えておりますので、町長にあっては、この計画の早急なる策定を期待するところでもあります。

それでは、議案第2号から議案第11号までの平成22年度予算に関する議案10件について、町長の提案理由と同じく、第1次宝達志水町総合計画に基づいて述べさせていただきます。

まず、第1点目の総合的なまちづくりの推進についてであります。情報格差の是正及び今後のまちづくりに欠くことのできない情報通信基盤の整備として重点的に取り組んでこられたケーブルテレビ事業については、現在のところ、加入状況がまだまだ思わしくないところではありますが、平成23年8月の地上デジタル放送の開始に合わせ、新年度から強力に加入促進に取り組むとのことであり、今後の推進に期待をいたしております。

また、ふるさと納税推進事業についても、町外在住者への啓発と交流を推進するため、県人会会員や町広報の購読者に対し、パンフレットを送付するとのことでもあります。このことは、単にふるさと納税の推進にとどまらない、将来のまちづくりに向けた種まき

がなされたと、今後の進展に大いに期待をしているところでもあります。

次に、2点目の生活環境の整備についてであります。

地域の人口増に向け、私がかねてよりも提案しておりました住宅新築奨励金の増額やその対象者についても、これまでは町外からの転入者に限っていたものを、今回新たに町外からの転入者に限らず、町内在住者にも拡大されたことは大変大きな前進であり、大いに評価するものでもあります。

また、自然環境の保全については、なぎさドライブウエーの保全や利活用の推進を図っており、さらには新エネルギーの活用を推進するため、省エネ改修事業として庁舎に太陽光発電システムの新設を図り、あわせて蛍光灯をLED照明器具などに取りかえるなど、温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む姿勢が見てとられます。

次に、第3点目の保健・医療・福祉の充実についてであります。少子化対策、子育て支援事業については、平成21年度から取り組んでおります相見保育所の改築工事について所要の事業費が計上されており、今後は平成23年3月の完成を目指し、工事の順調なる進捗を願うものであります。

また、高齢者対策や障害者対策にいたしましても、決して十分とは言えないまでも、地域包括支援センターを中心に総合的な相談体制の充実を図られるなど、現時点において町としてできる限りの努力がなされていると感じております。

さらに、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療についても、現行制度上、町としてとるべき措置はなされておりますが、今後とも制度のさらなる充実に向け努力されることを期待しております。

次に、志雄病院では、町の基幹病院として安心・安全な医療を提供するために、医療機器などの充実が図られており、また、一般会計からの繰出金についても、繰り出し基準に基づく全額を計上するなど、病院経営の安定化を強力に支援していることは大変心強いものであります。さらに、押水クリニックについても、深刻なる財政難と医師不足の中にあつて、地域のかかりつけ医としての位置づけのもと、1人の常勤医師を確保し、午前半日診療体制であります。その経営の継続に向け努力された姿勢は評価できるものであります。

次に、第4点目の教育・文化・スポーツの充実についてであります。

教育環境の整備については、押水中学校の校舎棟の耐震診断及び補強計画、志雄中学校の体育館棟の耐震補強計画が計画をされ、志雄中学校においては、豊かな学力とたくまし

い心身を持ち、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するための経費が計上され、さらには町内唯一の高校である県立宝達高校の存続のためにと、引き続き、宝達高校を支援する会への助成も計画されております。

また、生涯スポーツ推進についても、これまでの行政主体から住民が主体となった総合型スポーツクラブの設立が予定されているところから、今後の住民ニーズに即した活動を期待するとともに、教育全般に目配りされた予算だと感じております。

次に、第5点目の産業の振興についてであります。

地域の存立基盤である農業については、中山間地域における営農支援、水田農業活性化対策が計画されており、ハード面についても県単土地改良事業、ほ場整備事業、老朽ため池整備事業などの推進が計画されております。

また、現下の厳しい雇用情勢に対処するための施策として、離職を余儀なくされた方々に対し、短期の雇用を提供する事業として、林道側溝清掃を初め6種類の作業が予定をされており、これらは生活と雇用の安定化に資するものと期待もしております。

さらに、将来のまちづくりへの種まきの一環として、ふるさと振興事業において地域の特産物や伝統文化といった各種情報を都会に発信し、交流人口の増加や定住化を推進する計画があり、また、住民主導型ふるさと振興事業として、地域住民の手による特産品の開発や地域振興イベントなどの実施に対し助成が予定されるなど、その成果に大いに期待をするものでもあります。

次に、第6点目の都市基盤の整備についてであります。

幹線道路、生活道路の整備といったハード事業は、財政再建を一義とした予算編成においては、イの一番に抑制される項目であることから、平成22年度の予算において町の単独事業を極力控えるとの方針はやむを得ないと理解をしております。しかし、私は、これから道路整備については、町単独事業での整備はいましばらく我慢すると言っているだけであり、道路整備そのものについては、今後の補正対応を含め、国からの道路整備交付金などを活用して、より積極的な事業の推進を要望するものでもあります。

上水道事業については、今後とも水道水の安定供給を行うために、老朽管や鉛製給水管などの計画的な更新が必要であるところから、多額の資金が必要となります。そんな中であって、平成22年度予算のような、単年度収支において5,000万円を超える赤字を想定した予算はまことに心細く、今後は適正なる料金改定のもと、水道事業会計の体質強化が必要であると考えております。

今回の予算については、適切なる料金改定を行うための絶対条件であり、水道料金の統一ができていないところから、適切なる料金改定をしたくてもできない状況下であり、やむを得ない予算編成と理解をしております。そこで、今後は、平成22年度の料金統一を踏まえ、水道事業健全化計画の速やかなる策定を求めます。

また、下水道事業につきましては、さらなる加入促進に向け、積極的な取り組みを期待するものであります。

最後に、第7点目の行財政改革の積極的な推進についてであります。

新年度予算では、歳出において、事務事業の見直しで3,670万2,000円、公共施設の統廃合で1,321万8,000円、退職職員の不補充により人件費で4,266万円、投資的経費の抑制で2,191万円、各種補助金の見直しで2,493万3,000円と、おのおの削減するとともに、歳入においては、受益者負担の見直しなどで2,166万円の増を見込んだ結果、その効果額は合わせて1億4,158万9,000円となっております。

中でも、公共施設の統廃合については、押水庁舎を廃止するという思い切った決断がなされているところから、町長の財政再建に対する並々ならぬ決意が読み取れ、大いに評価もいたします。

行財政改革の推進に際しては、その手法に異論も多々あることと思いますが、私は宝達志水町の将来のため、今こそ小異を捨て大同につくときであると思っております。

津田町長には今後とも強力なるリーダーシップのもと、行財政改革のさらなる推進に向け、積極的に取り組まれることを期待し、私の賛成討論といたします。

議長（金田之治君） ほかに討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、上程されました平成22年度当初予算案及び条例案、補正予算案について討論いたします。

まず、上程された議案中、議案第4号 平成22年度老人保健特別会計予算案、議案第11号 平成22年度国民健康保険志雄病院事業会計案、議案第12号から議案第16号の平成21年度各会計補正予算案、議案第19号 宝達志水町青少年育成センター条例案、議案第40号、41号の町営住宅条例の一部改正案、議案第45号 職員定数条例の一部改正案、議案第47号 辺地集会所条例の一部改正案、議案第48号 コミュニティ施設等整備事業負担金徴収条例廃止案、議案第49号 若者等定住バックアップ条例改正案、議案第52号 宝達山頂駐

車場条例廃止案の15議案に賛成し、その他の39議案に反対し、討論いたします。

私が今定例会に上程されました54議案中、39議案に反対する最大の理由は、予算案が財政再建という名で過度な町民犠牲を強いることに熱中し過ぎて、町民の暮らしの深刻さに目が行き届いていない予算案であり、条例案だということにあります。

2009年の日本の経済成長率は、マイナス5.3%と、先進資本主義国7カ国中最も落ち込みが激しいものとなっています。この10年間で、輸出関連大企業だけは内部留保を倍にふやしています。史上最高の利益を更新し続けています。

一方で、2009年の労働者の報酬は、とうとう18年前の水準に落ち込んでしまいました。労働者の報酬が落ち込んでいるのは、主要先進国の中で日本だけの異常な事態なのであります。つまり、大企業が莫大な利益を上げて、勤労者には少しも還元されず、巨額の内部留保として蓄積されただけなのであります。このことが家計、内需を著しくやせ細らせ、経済成長率を落ち込ませている原因であります。その原因をつくったのが構造改革路線です。

労働法制の規制緩和による正規社員の非正規労働者への置きかえ、正社員のリストラ、中小零細企業への下請単価の切り下げ、地方自治体への三位一体改革の押しつけ、社会保障の切り捨てなど、一部の輸出関連大企業が莫大なもうけを上げるための構造を、国民の暮らしを犠牲に築いてきたのであります。これが自民党・公明党が進めて民主党があきらめない路線、構造改革路線であります。それが宝達志水町に大きく影を落としています。

40歳台、50歳台でリストラに遭ったり、会社の倒産に遭って途方に暮れている町内の多くの労働者の方々、風邪を引いて学校に行き、保健室で休んでいても熱が引かなくて、保健室の先生がお母さんをお呼びしたら、お母さんは派遣社員だから、お母さんが来たら首になってしまうと思い、母親の迎えを拒否する子供たち、家族の介護のつらさに負けてしまいそうになる自分を一生懸命叱咤激励しているの方々、こういう方々の声が町長や議員の皆さんに聞こえますか。

町民をこのまま放置するどころか、この方々に、平成22年度は新たに1億円を超えるさらなる負担を強いたのが今年度の会計予算案であります。その一方で、将来のためという一言を称して、3億円もの貯金をしようとしています。町民は将来じゃなく、今の助けを求めています。

放課後児童クラブの利用者負担金の値上げや宝寿荘利用料の値上げ、町単独道路整備事業をやめながら、将来に莫大な、無駄な道路事業を伴う破綻したふるさと農道建設のため

の土地取得、町道補修や区道補修に町民の負担を強化することなど、町民負担の強化はやめるべきであります。

また、水道料金の値上げはやめるべきです。旧志雄地域の一般家庭の水道料金1,837円を旧押水地域の2,100円に改定しようというものであります。水道料金の県内トップレベルの高さの根本は、押水地域が高い手取川の水、石川県の水を使っているということと、それを決定した政策的失敗にあります。それに加えて、収益的支出が収入をはるかに超えていることをわかっていながら、企業会計に移したことであります。企業会計にしてからも、交付税措置されたものが繰り入れられていなかったりしています。企業会計でなく、特別会計であってこそ水道事業が成り立つのではないのでしょうか。

それに加え、今回の改定によって、旧志雄町民の方々の一般家庭の水道料金は値上げになるのに、この志雄庁舎、町役場の水道料金が年間10万円も安くなるのは、改定のあり方をもっと研究する必要があるということを示しているのではないのでしょうか。

私が反対する2つ目の理由は、今回の条例改正や予算案は公平性を欠くのではないかという点であります。別の言い方をすれば、かわいいものをつくる一方で、憎いものをつくるということでもあります。

その顕著なあらわれは、農村改善センターネクサスの展示室を芸術作品の発表の場に使いたいという多くの町民の声を知りながら、そして、それに基づく多くの署名が集められたのに、その展示室を、年間何回使用するか知りませんが、会議室として使いたいという町商工会に無償で貸与してしまうことであります。

こうなれば、これまで町民ならだれでも無料で芸術作品を展示したり、発表していたりしていた場所が、商工会の事務局長の言葉をかりれば有料になります。展示室は、商工会が会議のときは会議を行い、芸術作品を展示したり鑑賞したりしたいときは、それができる場として、町民だれでもがこれまでどおり無料で借りることができる場として残すことを提案するものであります。町民が団結してこの厳しいときを乗り越えていくために、自分だけ独占して使いたいというわがままを、行政として許すべきでないことを進言します。

最後に、ケーブルテレビ事業特別会計についても発言します。

宝達志水町のケーブルテレビのそもそもの事業計画が間違っていたために、担当課が苦勞するばかりか、多くの町民の負担を伴う事業となっています。そして、高齢者を大事にしない政治の影響で、年金が下がり、公共料金が引き上がり、2011年にテレビが大好きな高齢者だけの世帯の方々に、テレビを自宅で見ることができない事態が発生する可能性が

大きくなっています。この方々が安心してテレビを見ることができるようにするのが議会と行政の役割です。

問題は、ケーブルテレビを見るためには、大きな各家庭の財政支出が伴うということにあります。私も家族もテレビは好きです。しかし、合併して以来、見ていません。町内の高齢者世帯の方々すべてがケーブルテレビを見ることができるようになったときに、初めて、最後に私もケーブルテレビを接続し、見ようと思います。そのために重ねて言いますが、町民すべてがケーブルテレビを見る条件を整えることを訴え、予算案及び条例改正案の討論を終わるものであります。

以上。

議長（金田之治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第2号 平成22年度宝達志水町一般会計予算を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第3号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり

可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第4号 平成22年度宝達志水町老人保健特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第5号 平成22年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算から議案第10号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計予算までの議案6件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第5号から議案第10号までの議案6件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第5号から議案第10号までの議案6件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第11号 平成22年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第12号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）から議案第16号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）までの

議案 5 件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第12号から議案第16号までの議案 5 件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第12号から議案第16号までの議案 5 件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第17号 宝達志水町役場位置条例の一部を改正する条例について及び議案第18号 宝達志水町公告式条例の一部を改正する条例についての議案 2 件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第17号及び議案第18号の議案 2 件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第17号及び議案第18号の議案 2 件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第19号 宝達志水町青少年育成センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第20号 宝達志水町公民館設置条例の一部を改正する条例についてから議案第39号 宝達志水町山村広場条例の一部を改正する条例についてまでの議案20件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第20号から議案第39号までの議案

20件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第20号から議案第39号までの議案20件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第40号 宝達志水町町営住宅条例の一部を改正する条例について及び議案第41号 宝達志水町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についての議案第2件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第40号及び議案第41号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号及び議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第42号 宝達志水町町営駐車場条例についてから議案第44号 宝達志水町伝説の森公園条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第42号から議案第44号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第42号から議案第44号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第45号 宝達志水町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告

のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第46号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第47号 宝達志水町辺地集会所条例の一部を改正する条例についてから議案第49号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第47号から議案第49号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第49号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第50号 宝達志水町長寿祝金条例の一部を改正する条例について及び議案第51号 宝達志水町農林水産事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第50号及び議案第51号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第50号及び議案第51号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第52号 宝達志水町山頂駐車場条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第53号 宝達志水町土木事業の負担金の徴収に関する条例についてから議案第55号 宝達志水町志雄運動公園ふれあいセンター条例を廃止する条例についてまでの議案3件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第53号から議案第55号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第53号から議案第55号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程の追加

議長（金田之治君） お諮りします。ただいま議案3件、諮問1件、発議1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

提出議案の上程・説明

議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

町長（津田 達君） 今ほどは、財政健全化の元年度予算となる平成22年度の当初予算案を初め、庁舎統合に関する役場位置条例の一部改正案などについて御決議を賜り、まことにありがとうございます。

この上は、財政状況の改善に全力で取り組み、一刻も早く町民ニーズにこたえることができ得る財政基盤を確立してまいりますので、議員各位の御理解と御協力を改めてお願い申し上げます。

さて、今定例会に追加にて提案いたします案件は、相見保育所改築工事の請負契約締結に関する議案3件と、人権擁護委員の推薦につき意見を求める諮問案1件であります。

それでは、各議案について、順次説明させていただきます。

最初に、議案第56号から議案第58号までは、宝達志水町立相見保育所改築工事の建築、機械設備、電気設備の3件の請負契約の締結についてであります。

これらにつきましては、2月26日に事後審査型制限つき一般競争入札を行ったところでありますが、いずれも予定価格が5,000万円以上の工事であることから、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この工事は、相見保育所が建築後35年を経過し、老朽化が著しかったことから改築工事を行うものでございます。

工事概要でございますが、木造平家建てかわらぶき一部RC造り、延べ床面積2,090.79平方メートル、定員170名の町内では最大規模の保育所となるものであります。

この新しい相見保育所では、町内の保育所では初めてとなる、病気の回復期にある乳幼児・児童を一時的に預かる病後児保育を実施することができます。

また、子育て支援センターを併設しておりまして、地域の子育て支援の拠点として活用ができると考えております。

完成予定は、平成23年3月10日を予定いたしております。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

現在、人権擁護委員を務めておられます中西輝一郎氏の任期が、ことしの6月30日で満了となりますことから、同氏を改めて人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議員各位におかれましては、何とぞ慎重な御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

議長（金田之治君） 次に、3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） 発議第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

核兵器の廃絶は、世界で唯一の被爆国である我が国のみならず、平和を願う人類共通の願いであります。しかし、核兵器は、いまだに世界に約2万1,000発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されていない現状であります。

よって、国におかれては、本年5月に開かれる核拡散防止条約再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、国是である核不拡散原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する、2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。核拡散防止条約の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約の早期発効などの交渉開始と早期妥結に全力で取り組むことを強く要望するものであります。

議員各位には御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（金田之治君） 以上で提出者の提案理由の説明は終わりました。

採 決

議長（金田之治君） お諮りします。諮問第1号は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

質 疑

議長（金田之治君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 議案第56号 宝達志水町立相見保育所改築工事（建築）請負契約の締結について質疑します。

この入札は、先月入札できなかった、業者が事前に辞退した入札ではありますが、先ほど全協でお聞きして、工法の変更などをしたということですが、私、特にお聞きしたいのは、屋根の断熱材などが変わったということをお聞きしました。設計価格は前回と変わっていないんですが、屋根の断熱材などが変わったということをお聞きしました。これは防火という視点で見て、前回と変わらないのかどうか。安全というところで見ると、前回と変わらないのかどうかお聞きします。

議長（金田之治君） 住民課長 林谷茂和君。

〔住民課長 林谷茂和君 登壇〕

住民課長（林谷茂和君） 小島議員さんの質疑でございます。

安全に関しては変わりございません。断熱の機能でございますので、安全については変わりません。

以上でございます。

議長（金田之治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第56号 宝達志水町立相見保育所改築工事（建築）請負契約の締結についてから議案第58号 宝達志水町立相見保育所改築工事（電気設備）請負契約の締結についてまでの議案3件を一括して採決します。

議案第56号から議案第58号までの議案3件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号から議案第58号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、発議1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてを採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（金田之治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 柴 田 捷

署名議員 津 田 勤